



各都道府県知事 各保健所設置市長 各 特 別 区 長

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」(平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知)により実施しているところであるが、今般、同要綱を別添のとおり見直したので、今後の立入検査の実施に当たって参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

# 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

(令和3年7月)

厚生労働省医政局

## 目 次

○医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱	1
○第1表(施設表)	1 0
○第2表(検査表)	1 4
○検査基準	2 2
○構造設備基準	7 8
1 病室等	7 8
2 放射線装置及び同使用室	8 5
〔別紙〕	
常勤医師等の取扱いについて	9 6

#### 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

#### I 概 要

#### 1 目 的

医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づく立入検査により、 病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理 を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を 行う場にふさわしいものとすることを目的とする。

#### 2 検査対象施設及び実施時期

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査は、医療法に基づくすべての病院を対象 とし、原則年1回実施する。

#### 3 実施すべき事項

第1表(施設表)の事項及び第2表(検査表)の事項のほか、医療法第25条第1項の 規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が必要と認め た事項

#### 4 実施の方法

医療法第25条第1項に基づく立入検査については、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が任命した医療監視員が各施設に赴き、第1表(施設表)を作成し、IVの検査基準のうち被検査施設の該当する検査項目について検査し、所要の判定を行った結果に基づき、第2表(検査表)等を作成する。

#### 5 各施設に対する指導等

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、不適合事項があるときは、当該病院開設者又は管理者に対して当該事実を通知するとともに、当該病院開設者又は管理者に改善計画書の提出を求めることも含め、改善のために必要な指導を行う。

本表は被検査施設について、その概要を表示する表である。

- ※施 番
- (1) 施 設
- 病院の承認年月日
- 在 (4) 所
- (5) 電 話番 号
- (7) 開 設

- 号│○医療施設基本ファイルの番号を記入する。
- 名 ○医療法に基づいて許可を受けた名称を記入する。
- (2) 開 設 年 月 日 ○医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第1項に基 づく届出に記載された開設年月日を記入する。
- (3) 地 域 医 療 支 援 |○医療法第4条第1項に基づく都道府県知事の承認を得た年月日を記 入する。
  - 地 ○郵便番号及び住所(番地まで)を、正確に記入する。
    - ○代表番号を市外局番から記入する。
- (6) 管 理 者 氏 名 | ○医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏 名を記入する。
  - ○該当するものの番号を選択する。
  - ○「1. 国(厚生労働省)」とは、厚生労働省が開設する病院をい
  - ○「2. 国((独) 国立病院機構)」とは、独立行政法人国立病院機 構が開設する病院をいう。
  - ○「3. 国(国立大学法人)」とは、国立大学法人が開設する病院を いう。

なお、国立大学法人が開設した大学の附属病院(分院)である場 合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

- ○「4. 国((独)労働者健康安全機構)」とは、独立行政法人労働 者健康安全機構が開設する病院をいう。
- ○「5. 国((独)国立高度専門医療研究センター)」とは、独立行 政法人国立高度専門医療研究センターが開設する病院をいう。
- ○「6. 国((独)地域医療機能推進機構)」とは、独立行政法人地 域医療機能推進機構が開設する病院をいう。
- ○「7. 国(その他)」とは、国及び国に準ずるものが開設する病院 で、上記「1. 国(厚生労働省)」から「6. 国((独)地域医療 機能推進機構」までのいずれにも該当しない病院をいう。 (例:財 務省、総務省、法務省、防衛省等の病院)
- ○「8. 都道府県」とは、
  - 1 都道府県が開設する病院をいう。ここには地方自治法(昭和 22年法律第67号) 第284条第1項の規定により、総務大臣 の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合が開設するものを 含む。
  - 2 都道府県立大学の附属病院(分院)である場合は、「医育機関 の有無」の欄に、有を記入する。
- ○「9. 市町村」とは、
  - 1 市町村が開設する病院をいう。ここには地方自治法第284条 第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町 村一部事務組合が開設するものを含む。
  - 2 国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193号)第2条の 規定により、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施 行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設

する病院もこの区分に含む。

- 3 市立大学の附属病院(分院)である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。
- ○「10.地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定される地方公共団体が開設する病院をいう。
- ○「11. 日赤」とは、日本赤十字社が開設する病院をいう。
- ○「12. 済生会」とは、社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。
- ○「13. 北海道社会事業協会」とは、社会福祉法人北海道社会事業 協会が開設する病院をいう。
- ○「14.厚生連」とは、全国厚生農業協同組合連合会の会員である 厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
- ○「15. 国民健康保険団体連合会」とは、国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で、同法第84条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する病院をいう
- ○「16.健康保険組合及びその連合会」とは、健康保険法(大正 11年法律第70号)の規定により設立した健康保険組合及び健康 保険組合連合会が開設する病院をいう。
- ○「17. 共済組合及びその連合会」とは、次に掲げる各共済組合及びその連合会が開設する病院をいう。
  - 1 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第3条の 規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規 定により設立された同連合会
  - 2 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条 の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組 合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都 市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規 定により設立された全国市町村職員共済組合連合会
  - 3 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)の規 定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私 立学校振興・共済事業団
- ○「18. 国民健康保険組合」とは、国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の 国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう
  - (注) 国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村はこの区分には含めず、「6. 市町村」の番号を○で囲また。
- ○「19.公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。
  - (注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)により認可された一般社団法人又は一般財団法人

が開設する病院は「25. その他の法人」とする。

- ○「20. 医療法人」とは、医療法第39条の規定に基づく医療法人 が開設する病院をいう。
- ○「21. 私立学校法人」とは、
  - 1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学 校法人が開設する病院をいう。
  - 2 学校法人が設立した大学等の附属病院(分院)である場合は、 「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。
- ○「22. 社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26年法律第4号 ) 第22条の規定で、第32条で認可された病院をいう
- ○「23. 医療生協」とは、消費生活協同組合法(昭和23年7月 30日法律第200号) 第4条の規定による法人で、第10条第1 項第6号に定める事業を行う医療生協が開設する病院をいう。
- ○「24.会社」とは、従業員及びその家族のために開設された病院 で、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会 社である病院をいう。
  - (注) 開設許可を受けたものが会社の健康保険組合である病院はこ の区分に含めず、「16.健康保険組合及びその連合会」の番 号を○で囲む。
- ○「25. その他の法人」とは、上記「19. 公益法人」から「 24. 会社 」までのいずれにも該当しない法人が開設する病院をい
- ○「26.個人」とは、個人(法人格を有しない)が開設する病院を いう。
- ○「医育機関」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づ く大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けら れた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含める。
- (8) 許可病床数等及び ○許可病床数の欄には、医療法第7条の規定に基づいて許可を受けた 病床数を記入する。

また、稼働病床数の欄には、医療計画上の参考とするため、許可病 床数から当該年度の4月1日現在で過去1年間、患者の収容を行っ ていない病床数を除いた実稼働病床数について記入する。

- ○「1日平均入院患者数」の欄には、年度間の入院患者延数をそれぞ れ暦日で除した数を記入する。(小数点第2位以下を切り捨て小数 点第1位まで)
  - ・入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在に在院してい る患者数を合計した数である。
- ○「1日平均入院患者数(歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科 再掲)」の欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の 前年度における1日平均入院患者数を再掲する。
- ○「病床区分の届出年月日」の欄には、医療法等の一部を改正する法 律(平成12年法律第141号)附則第2条第1項に基づく病床区 分の届出年月日を記入する。
- 名 ○標榜している診療科名については、医療法施行令第3条の2に基づ く診療科名に○を記入する。

1日平均入院患者 数

- (9) 病床区分の届出
- (10) 診療 科

なお、これらの診療科名のほか、同条第1項第1号ハ又は二(2)若 しくは第2号ロの規定による事項と組み合わせた名称を診療科名と している場合は、空欄に標榜している診療科名を記入する。

#### (11) 1日平均外来患 者数

- ○「1日平均外来患者数」の欄には、年度間の外来患者延数を実外来 診療日数で除した数を記入する。(小数点第2位以下を切り捨て小 数点第1位まで)
  - ・外来患者延数とは、年度間における毎日の新来、再来、往診、巡回診療及び健康診断の数を合計した数をいう。
  - ・同一患者が2以上の診療科で診療を受けた場合は、それぞれの診療科に計上する。
  - ・入院中の患者が、他の診療科で診療を受け、その診療科で診療録 (カルテ)が作成された場合は、その診療科の外来患者として計 上する。
- ○「(再掲) 耳鼻咽喉科・眼科・精神科」及び「(再掲) 歯科・矯正 歯科・小児歯科・歯科口腔外科」の欄には、それぞれ前年度におけ る1日平均外来患者数を再掲する。

なお、これらの診療科名に、医療法施行令第3条の2第1項第1号 ニ(2)又は同項第2号ロの規定による事項を組み合わせた名称を診 療科名としている場合は、組み合わせ前の診療科として再掲するこ と。

- ○「(再掲) 1日平均外来患者数(通院リハ除)」の欄には、医師及び看護師の標準数の算出に1日平均外来患者数から医師による包括的なリハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者(ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。)を除いた数値を用いる場合に記入する。
- (12) 1日平均調剤数

(13) 1日平均外来患

方せん数

者に係る取扱処

○調剤数については、年度間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ 暦日及び実外来診療日数で除した数を記入する。 (小数点第2位以 下を切り捨て小数点第1位まで)

ただし、この欄は、特定機能病院である場合にのみ記入する。

- ○1枚の処方せんに2処方以上記載されている場合の調剤数は、原則 として記載されている処方数とする。
- ○処方せんの数については、年度間の外来患者に係る取扱処方せんの数を実外来診療日数で除した数を記入する。(小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)
  - ・「外来患者に係る取扱処方せん」とは、院内の調剤所で薬剤師が 外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、そ の名称の如何を問わないものであり、患者に院外で調剤を受けさ せるために交付する処方せん(院外処方せん)を含まないもので ある。
- (14) 従 業 者 数
- ○担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務 内容によってその該当欄に計上する。

したがって、取得資格のみによって記入しないよう注意する。 例えば、看護師の資格を有する者を専ら看護学生の教育に従事させ ている場合は「その他」の欄に計上し、「看護師」の欄に計上しな い。

また、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に

主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。

○「医師」、「歯科医師」欄については、医師(歯科医師)の免許を有し、診療に従事する者(研修医(研修歯科医)も含む。ただし、特定機能病院については、免許取得後2年以上経過していない医師を除く。)の数を、別紙「常勤医師等の取扱いについて」の3に基づき、それぞれ常勤又は非常勤の欄に計上し、「薬剤師」欄以降の各欄についても同様に常勤、非常勤別に計上する。

なお、特定機能病院にあっては、免許取得後2年以上経過していない い医師の有無を「臨床研修医」欄に記入する。

- ○「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「診療放射線技師」、「理学療法士」、「作業療法士」欄については、それぞれの関係法による免許を有する者の数を計上する。ただし、「管理栄養士」欄は、特定機能病院である場合にのみ記入(別掲)する。
- ○「看護補助者」欄には看護師(准看護師を含む。)の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護にあたる者の数を計上する。
- ○「助産師」、「診療エックス線技師」、「臨床検査技師」、「衛生 検査技師」、「臨床工学技士」、「視能訓練士」、「義肢装具士」 「言語聴覚士」、「精神保健福祉士」、「歯科衛生士」及び「歯科 技工士」欄については、それぞれの関係法による免許を有する者の 有無を記入する。
- ○「その他」欄については、上記以外に何らかの免許等を有する者で あって特に記載する必要があるものがいる場合、職名及び有無を記 入する。
- ○「常勤換算後」欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士の非常勤者について、別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数を計上する。
- ○「常勤合計」欄については、医療機関行政情報システムに入力する ことにより自動的に作成される。

#### (15) 設 備 概 要

- ○設備概要については、有・無を記入する。
- ○「1. 手術室」欄で有の場合は、「室・床数等」欄に設置室数を記入する。
- ○「2. 臨床検査施設」とは、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。
- ○「5. 給食施設」とは、入院患者のすべてに給食することのできる 施設をいう。
- ○「8.機能訓練室」とは、機能訓練を行うために必要な器械、器具及び十分な広さを有している施設をいい、「室・床数等」欄には、療養病床(経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。)の許可を受けた病院で当該病床に係る機能訓練室の面積を記入する。
- ○「10.食堂」の「室・床数等」欄には、療養病床の許可を受けた 病院について当該病床に係る食堂の面積を記入する。
- ○「18. 医薬品情報管理室」とは、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えているものをいう。

- ○「22.診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう。
- ○「23.診療用粒子線照射装置」とは、陽子線又は重イオン線を照 射する装置をいう。
- ○「24.診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素 を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同 位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものをいう

骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「26.放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意する。

- ○「25.診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のものをいう。 骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「26.放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意する。
- ○「26. 放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生労働大臣の定めるもの(昭和63年厚生省告示第243号)をいう。
- ○「27.診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって医薬品又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」という。)第2条第17項に規定する治験の対象とされる薬物(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を除く。)をいう。
- ○「28.陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(PET検査)に用いるものをいう。この場合、放射性医薬品であるか否かを問わず、医療機関に設置したサイクロトロン装置により製造されたものを含むことに注意する。
- ○「29. CTスキャン」欄には、エックス線装置の中のCTスキャンの有・無を再掲する。
- ○「30.血管連続撮影装置」とは、エックス線透視をしながら上肢 又は下肢の血管から挿入したカテーテルを、心腔又は血管内に進め て、内圧測定や採血(血液の酸素含量の測定など)を行い、同時に 造影剤を注入してエックス線撮影ができるようにした機器をいい、 エックス線装置の中の血管連続撮影装置の有・無を再掲する。
- ○「34. サイクロトロン装置」とは、陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素を備えている施設において、陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素を自施設で製造するために用いる装置をいう。

- ○「35.滅菌装置(オートクレーブ等)」とは、患者に使用した器 具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生物(主に細菌類)を完全 に殺滅又は除去する状態を実現するために用いる装置をいう。
- |○業務委託とは、医療機関の行う業務の一部を外部の専門業者に委託 する場合をいい、該当の有・無を記入する。
- ○「建物」については、現有の建物の構造ごとに建築、延面積を記入 する。
- ○「土地」については、病院の敷地の面積を記入する。 (小数点第2) 位以下を切り捨て小数点第1位まで)
- ○医療法に基づく許可の状況については、許可を受けている項目に許 可年月日等を記入する。
- ○「従業者の標準定員適用除外許可等(精神、結核、老人、療養型病 床群)」欄には、平成13年3月1日以前において旧法の規定に基 づく許可を受けている場合に該当する項目について許可年月日等を 記入する。
- ○この欄は、医療機関行政情報システムに入力することにより自動的 に作成される。

- (16) 業 務 委 託
- (17) 建物の構造面積 ・敷地の面積
- (18) 医療法に基づく 許可の状況
- (19) 検 査 結 果

#### Ⅲ 第2表(検査表)作成要領

本表は、IVの検査基準に基づき、被検査施設の該当する対象項目ごとに判定欄に適、否を「〇」、「×」の記号で、また、該当しない項目には「一」の記号で記入する。

(注) [1医療従事者] は、第1表作成により、歯科医師を除き自動入力される。

*都道府県名		管轄保健原				
*施 設 番 号		医療監視員	<b>員氏名</b>			
(1)施 設 名						
(2) 開設年月日	(3):	地域医療支援病院の承認年	月日			
(4)所 在 地	X-7.		24.11			
(5) 電話番号						
(6)管理者氏名						
(7)開 設 者		医育機関の有無	01 71 - 24 - 24 - 24 - 1			
	1. 国(厚生労働省) 11. 日赤 21. 私立学校法人 2. 国((独)国立病院機構) 12. 済生会 22. 社会福祉法人 3. 国(国立大学法人) 13. 北海道社会事業協会 23. 医療生協 4. 国((独)労働者健康安全機構)14. 厚生連 24. 会社 5. 国((独)国立高度専門医療研究センター) 15. 国民健康保険団体連合会 25. その他の法人 6. 国((独)地域医療機能推進機構)16. 健康保険組合及びその連合会 26. 個人 7. 国(その他) 17. 共済組合及びその連合会 8. 都道府県 18. 国民健康保険組合 9. 市町村 19. 公益法人 10. 地方独立行政法人 20. 医療法人					
(8) - 1		動病床数) 1日平均入院患者数				
許可病床数等	一 般 (	,	8) - 2			
及び	療 養 (		1 日平均入院新生児数			
1日平均入院	精神 (		8) - 3			
患 者 数	結核 (		1 日平均入院患者数			
	感染症 (	) (	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科再掲)			
	計 (	)				
(9) 病床区分の届出	1年月日	年月	日			
(10) 診療科名						
内科	内科(パインクリニック)	胃腸外科	腫瘍放射線科			
呼吸器内科	内科(循環器)	大腸外科	男性泌尿器科			
循環器内科	内科(薬物療法)	内視鏡外科	神経泌尿器科			
消化器内科	内科(感染症)	ペインクリニック外科	小児泌尿器科			
心臓内科	内科(骨髄移植)	外科(内視鏡)	小児科(新生児)			
血液内科	外科	外科(がん)	泌尿器科(胚牆)			
気管食道内科	呼吸器外科	精神科	泌尿器科(从工透析)			
胃腸内科	心臓血管外科	アレルギー科	産婦人科(生態療)			
腫瘍内科	心臓外科	リウマチ科	美容皮膚科			
糖尿病内科	消化器外科	小児科	歯科			
代謝内科	乳腺外科	皮膚科	小児歯科			
内分泌内科	小児外科	泌尿器科	矯正歯科			
脂質代謝内科	気管食道外科	産婦人科	歯科口腔外科			
腎臓内科	肛門外科	産科	神経科			
神経内科	整形外科	婦人科	呼吸器科			
心療内科	脳神経外科	眼科	消化器科			
感染症内科	形成外科	耳鼻咽喉科	胃腸科			
漢方内科	美容外科	リハビリテーション科	循環器科			
老年内科	腫瘍外科	放射線科	皮膚泌尿器科			
女性内科	移植外科	放射線診断科	性病科			
新生児内科	頭頸部外科	放射線治療科	こう門科			
性感染症内科	胸部外科	病理診断科	気管食道科			
内視鏡内科	腹部外科	臨床検査科	麻酔科			
人工透析内科	肝臓外科	救急科				
疼痛緩和内科	膵臓外科	児童精神科				
へ。インクリニック内科	胆のう外科	老年精神科				
アレルギー疾患内科	食道外科	気管食道・耳鼻咽喉科				
(11) 1日平均外来		121 121 121				
	因喉科・眼科・精神科	(再掲)歯科・矯正歯	科・小児歯科・歯科口腔外科			
(再掲)1日平	均外来患者数 (通院リハ除)					

(12) 1 日平均	入 院	外	来	計	(13)	1日平均	均外来患者に	
調剤数						係る取	扱処方せん数	
(14)	職種	別		常勤	j	作 常 勤	常勤換算	後常勤合計
従業者数	1. 医師							
	2. 歯科医師							
	3. 薬剤師							
	4. 看護師							
	5. 准看護師							
	6. 看護補助者	<u>.</u>						
	7-①管理栄養:	±						
	②栄養士							
	8. 診療放射線	技師						
	9. 理学療法士	:						
	10. 作業療法士							
	11. 助産師			有	・無			
	12. 診療エックス線	技師		有	・無			
	13. 臨床検査技	師		有	・無			
	14. 衛生検査技	師		有	・無			
	15. 臨床工学技	:士		有	・無			
	16. 視能訓練士	:		有	・無			
	17. 義肢装具士			有	・無			
	18. 言語聴覚士			有	・無			
	19. 精神保健福	祉士		有	・無			
	20. 歯科衛生士	•		有	・無			
	21. 歯科技工士			有	・無			
	22. 臨床研修医			有	・無			
	23. 研修歯科医			有	・無			
	24. そ の	他		有	ī (		) ・無	

(15)	設備		室・床数等
設備概要	1. 手術室	有・無	室
	2. 臨床検査施設	有・無	
	3. エックス線装置	有・無	
	4. 調剤所	有・無	
	5. 給食施設	有・無	
	6. 分べん室	有・無	
	7. 新生児の入浴施設	有・無	
	8. 機能訓練室(単位:平方メートル)	有・無	m²
	9. 談話室	有・無	
	10. 食堂 (単位:平方メートル)	有・無	m²
	11. 浴室	有・無	
	12. 集中治療室	有・無	床
	13. 化学、細菌及び病理の検査施設	有・無	
	14. 病理解剖室	有・無	
	15. 研究室	有・無	
	16. 講義室	有・無	
	17. 図書室	有・無	
	18. 医薬品情報管理室	有・無	
	19. 救急用又は患者輸送用自動車	有・無	
	20. 無菌状態の維持された病室	有・無	
	21. 放射線治療病室	有・無	
	22. 診療用高エネルギー放射線発生装置	有・無	
	23. 診療用粒子線照射装置	有・無	
	24. 診療用放射線照射装置	有・無	
	25. 診療用放射線照射器具	有・無	
	26. 放射性同位元素装備診療機器	有・無	
	27. 診療用放射性同位元素	有・無	
	28. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	有・無	
	29. CTスキャン	有・無	
	30. 血管連続撮影装置	有・無	
	31. MR I	有・無	
	32. スプリンクラー	有・無	
	33. 自家発電装置	有・無	
	34. サイクロトロン装置	有・無	
	35. 滅菌装置(オートクレーブ等)	有・無	
	36.		
	37.		
	38.		
	39.		
	40.		
	41.		
	42.		
	43.		

	業	務		有(全部	3)・有	(一部)	• 無
(16)	1. 検体検査業務						
業務委託	2. 医療機器等の滅菌消毒業務						
	3. 患者給食業務						
	4. 患者搬送業務						
	5. 医療機器の保守点	検業務					
	6. 医療ガス供給設備の	の保守点検業務					
	7. 寝具類の洗濯業務						
	8. 施設の清掃業務						
	9. 感染性廃棄物の処理	理業務					
	10. 医療用放射性汚染	物の廃棄業務					
	建		物		(単位	: 平方メ	ートル)
(17)	構造	建築面積	延	面 積			
建物の構造面積							
•	耐火構造						
敷地の面積	準耐火構造						
	その他						
	計						
			地		(単位	: 平方メ	ートル)
	病院敷地面積						
	許 可 事	項		許可年	月日	番	号
(18)	1. 開設者以外を管理者	肯に選任すること	:			第	号
医療法に基づく	の許可						
許可の状況	2. 管理者兼任許可					第	号
	3. 宿直医師免除許可					第	号
	4. 専属薬剤師免除許可	Ĭ				第	号
	5. 従業者の標準定員適	囿用除外許可等		(精神)		第	号
	(精神・結核・老人・	療養型病床群)		(結核)		第	号
				(老人)		第	号
				(療養)		第	号
	6. 医師配置標準の特例	措置に係る許可	Ţ			第	号

		医 療	管 理	帳 票	業務	防火・防	放射線	計
		従事者		記録	委 託	災 体 制	管 理	
(19)	A 総項目数							
検	B 対象項目数							
查	C 適「〇」数							
結	D 否「×」数							
果	E 非対象項目「一」数							
	百分率 B/A×100							
	百分率 C/B×100							

(年月日調査)

施設名	· +	/1 1	ŊŊ <u></u> .Д.,/			
[1 医療従事者]				標準数		
	前年判定	当年判定	前年	必要数	当年現員	不 足
1-1 医師数	114   14/4	- 1 13/C	名	名	名	名
1-2 歯科医師数			名	名	名	名
1-3 薬剤師数			名	名	名	名
1 3 采用即数			名	名	名	名
1-4 看護師数			名	名	名	名
1-5 看護補助者数			名	名	名	名
1-6 (管理) 栄養士数			名	名	名	名
1 0 (自垤) 木食工奴			47	1	1	17
A 総 項 目 数						
B 対象項目数 C 適「○」数						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	V 두 W 두		/±	<del>-12</del> .	
[2 管 理]	前年判定	当年判定		備	考	
2-1 医療法の手続	/	/				
1. 医療法の使用許可						
2. 医療法届出事項の変更						
3. 医療法許可事項の変更						
4. 地域医療支援病院、特定機						
能病院、臨床研究中核病院						
の承認						
5. 診療用放射線装置の届出		,				
2-2 患者入院状況	/					
1. 病室の定員遵守						
2. 病室以外の患者入院						
3. 精神病・感染症患者の一般						
病室への入院						
4. 病毒感染の危険のある患者						
の感染防止						
5. 装置、器具、同位元素治療						
患者の放射線治療病室以外						
の入院防止						
6. 放射線治療病室への他の患						
者の入院防止	/	/				
2-3 新生児の管理	/	/				
1. 管理及び看護体制						
2. 避難体制						
2-4 医師の宿直	/	/				
2-5 医薬品の取扱い	/	/				
1. 毒劇薬の区別と施錠保管						
2. 毒劇薬の表示						
3. その他の医薬品の管理						
4. 調剤所の衛生と防火管理		,				
2-6 医療機器等の清潔保持及び		/				
維持管理						
1. 医療機器及び看護用具の						
清潔保持						
2. 病棟諸設備の清潔保持						

	77 4 1天	— н.	11	2/0
[2 管 理]	前年判定	当年判定	備	考
2-7 調理機械・器具の清潔保				
持及び保守管理				
2-8 職員の健康管理				
2-9 医療の情報の提供				
2-10 医療の安全管理のための体	/	/		
制確保		,		
1. 医療に係る安全管理のため				
の指針の整備				
2. 医療に係る安全管理のため				
の委員会(医療安全管理委				
員会)の設置及び業務の実				
施				
3. 医療に係る安全管理のため				
の基本的事項、具体的方策				
についての職員研修の実施				
1 1,75 ( 7,75 ) 1,75				
4. 事故報告等の医療に係る安				
全の確保を目的とした改善				
のための方策				
5. 医療事故に係る再発防止策				
の周知及び遵守				
6. 医療安全管理責任者の配置			特定機能病院、臨床研	f究中核病院、臨床研
			修病院及び歯科医師臨	京床研修施設の該当項
			目(臨床研究中核病院	その場合は「専任の医
			療に係る安全管理を行	「う者」、臨床研修病
			院及び歯科医師臨床研	F修施設の場合は「医
			療に係る安全管理を行	「う者」とする。なお
			、臨床研修病院及び歯	7科医師臨床研修施設
			は兼任でも可)	
7. 医療に係る安全管理を行う			特定機能病院、臨床研	f究中核病院、臨床研
部門の設置及び業務の実施			修病院及び歯科医師臨	京床研修施設の該当項
			目	
			(臨床研修病院及び歯	f科医師臨床研修施設
			の場合は「安全管理部	3門」とする。)
8. 患者からの相談に適切に応			特定機能病院、臨床研	f究中核病院、臨床研
じる体制の確保			修病院及び歯科医師臨	
			目(臨床研究中核病院	
			象者又はその家族」と	:する。)
9. 院内での死亡事例を遺漏なく				
把握できる体制の確保等				
10. 事故等事案の登録分析機関			- 特定機能病院及び事故	7等報告病院の該当項
への提出				<ul><li>→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →</li></ul>
2-11 院内感染対策のための体制		/		
確保				
1. 院内感染対策のための指針				
の策定				
.,				
2. 院内感染対策のための委員				
会の開催				
3. 従業者に対する院内感染対				
策のための研修の実施				

				<b>険</b>	1		3/8
[2	徎	理]	前年判定	当年判定	備	考	
4	1.	感染症の発生状況の報告そ					
		の他の院内感染対策の推進					
		を目的とした改善のための					
		方策					
5	5.	専任の院内感染対策を行			特定機能病院の該当項目		
		う者の配置状況	,	,			
2-1	12	診療用放射線に係る安全管					
		理体制の確保					
1	l.	診療用放射線に係る安全管					
		理のための責任者の配置					
2	2.	診療用放射線の安全利用の					
		ための指針の策定					
3	3.	放射線診療に従事する者に					
		対する診療放射線の安全利					
		用のための研修の実施					
4	1.	放射線診療を受ける者の当					
		該放射線による被ばく線量					
		の管理及び記録その他の診事が思えてい					
		療放射線の安全利用を目的					
		とした改善のための方策の 実施					
2-1	1.9		/	/			
$\begin{bmatrix} 2 & -1 \end{bmatrix}$	ιJ	医薬品に係る安全管理のた めの体制確保		/			
1	1						
	l.	医薬品の安全使用のための責任者(医薬品安全管理責					
	`	任者)の配置状況					
'2	2.	従業者に対する医薬品の安					
<u> </u>	`	全使用のための研修の実施					
[	3.	医薬品の安全使用のための					
		業務に関する手順書の作成					
		及び手順書に基づく業務の					
		実施					
4	1.	医薬品安全管理責任者によ					
		る前記3.の業務の定期的な					
		確認の実施					
5	5.	医薬品の安全使用のために					
		必要となる未承認等の医薬					
		品の使用の情報その他の情					
		報の収集その他の医薬品の					
		安全使用を目的とした改善					
		のための方策					
2-1	14	医療機器に係る安全管理の	/	/			
		ための体制確保					
1	l.	医療機器の安全使用のため					
		の責任者(医療機器安全管					
		理責任者)の配置状況					
2	2.	従業者に対する医療機器の					
		安全使用のための研修の実					
		施					
			1	1	1		

[2 省	· 理]	前年判定	当年判定	備	考
3.	医療機器の保守点検に関す る計画の策定及び保守点検 の実施				
4.	医療機器の安全使用のため に必要となる未承認等の医 療機器の使用の情報その他 の情報の収集その他の医療 機器の安全使用を目的とし た改善のための方策				
2-15	ドクターへリの運航に係る 安全の確保			ドクターへリ基地病院 陸の許可を受けている う運航であって、消防 報に基づかない運航」 目	い場所に離着陸を行 5機関等の依頼又は通
1.	ドクターヘリの運航に係る 要領の策定				
2.	運航要領に定められた事項 の遵守				
2-16	高難度新規医療技術、未承 認新規医薬品等を用いた医 療を提供するに当たっての 必要な措置			努力義務	
2-17	特定機能病院における安全 管理等の体制	/	/		
1.	医療を受ける者に対する説明に関する責任者の配置状況			特定機能病院の該当項	
2.	診療録等の管理に関する責 任者の選任状況			特定機能病院の該当項	目
3.	高難度新規医療技術を提供 するに当たっての措置状況			特定機能病院の該当項	自
4.	未承認新規医薬品等を提供 するに当たっての措置状況			特定機能病院の該当項	<b>道</b> 目
5.	監査委員会の設置状況			特定機能病院の該当項	目
6.	入院患者が死亡した場合等 の医療安全管理部門への報 告状況			特定機能病院の該当項	目
7.	他の特定機能病院の管理者 と連携した相互立入り及び 技術的助言の実施状況			特定機能病院の該当項	目

	<b>第 4 4</b> 4	11.	1	3/0
[2 管 理]	前年判定	当年判定	備	考
8. 医療安全管理の適正な実施 に疑義が生じた場合等の情 報提供を受け付けるための 窓口の状況			特定機能病院の該当項目	
9. 管理者のための研修の実施 状況			特定機能病院の該当項目	
2-18 検体検査の業務の適正な実施に必要な基準への適合				
1. 検体検査の精度の確保に係 る責任者の配置				
2. 遺伝子関連・染色体検査の 精度の確保に係る責任者の 配置				
3. 標準作業書の常備及び検体 検査の業務の従事者への周 知				
4. 作業日誌の作成				
5. 台帳の作成				
6. 検体検査の精度管理のため の体制の整備			努力義務	
7. 遺伝子関連・染色体検査の 精度管理のための体制の整 備			努力義務	
A 総項目数				
B 対象項目数				
C 適「○」数				
D 否「×」数				
E非対象項目「一」数				

		界 2 衣	使 道	衣	6 / 8
[3 #	長票・記録]	前年判定	当年判定	備	考
3-1	診療録の管理、保存				
3-2	助産録の管理、保存				
3-3	診療に関する諸記録の整理				
	保管				
3-4	エックス線装置等に関す	/	/		
	る記録				
1.	装置及び器具の使用時間				
	の記録及び保存				
2.	装置、器具及び同位元素並				
	びに同位元素による汚染				
	物の記録及び保存				
3.	線量当量等の測定、記録				
	及び保存				
4.	治療用エックス線装置等				
	の放射線量の測定保存				
3-5	院内掲示				
A	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「〇」数				
D	否「X」数				
Е	非対象項目「一」数	S		***	
	<b>と務委託</b> ]	前年判定	当年判定	備	考
4 - 1	検体検査				
4-2	滅菌消毒				
4-3	食事の提供				
4 - 4					
4-5	医療機器の保守点検				
4 - 6	医療ガスの供給設備の保守				
	点検				
4-7	洗濯				
4-8	清掃				
4 - 9	感染性廃棄物の処理				
4 - 10	医療用放射性汚染物の廃棄				
	√\\				
A	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「○」数				
D	否「X」数				
Е	非対象項目「一」数				

15		ļ	弟2表 筷		表	7/8
5 - 2 消火訓練・避難訓練 5 - 3 防火・消火用設備の整備 5 - 4 原機告等 5 - 5 防災及び危害防止対策  A 総 項 目 数 B 対 象 項 目 数 C 適「○」数 D 斉「メ数 E 非対象項目「-」数 [6 放射線管理] 前年判定 備 考 6 - 1 管理区域の設定と標識 2. 管理区域の立入制限と 被ばく防止の指置 6 - 2 敷型の境界等における防護措施と 接近く防止の指定を用室・対策を項の場所を としての情感を 提出を 原用室 常形な治療 で	[5 🖔	方火・防災体制]	前年判定	当年判定	備	考
5-3       訪火・消火用設備の整備         5-4       恵検報告等         5-5       助災及び危害防止対策         B       対象項目数         C       適「〇」数         D       否「×」数         E       非対象項目「一」数         [6       放射線管理]       前年判定         6-1       管理区域         6-2       敷地の境界等における防護措置         6-3       放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示。         な注意事項の掲示       人         6-4       放射線設置・器具、機器使用室がに治療室とで各装置・機器使用室がに治療薬としての標識         6-5       使用車の最示         1.       使用室の出入口の構造         6-5       使用中の表示         1.       使用室の出入口の構造         6-6       取扱者の遵守事項         1.       作業の容用         2.       原教者の適定く事事項         1.       作業次の音用         2.       自成元素に汚染された物の時出し禁止         6-7       従事者の被ばく防止の措置         2.       1.         2.       1.         3.       2.         4.       2.         5.       3.         6.       4.         6.       5.         6.       6.         6.       6.         6.       6.	5 - 1	防火管理者及び消防計画				
<ul> <li>5 - 4 点検報告等</li> <li>5 - 5 防災及び危害防止対策</li> <li>A 総項目数</li> <li>財 東項目数</li> <li>○ 西「○」数</li> <li>○ 西 下」数</li> <li>正 非対象項目「」数</li> <li>[6 放射線管理]</li> <li>前年判定 当年判定 備</li> <li>管理区域への立入制限と被ばく防止の措置</li> <li>6 - 2 敷址の境界等における防膨滞措置</li> <li>6 - 3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示</li> <li>6 - 4 放射線験音の防止に必要な注意事項の根示</li> <li>6 - 4 放射線験音を弱き、機器使用室並びに治療病室としての標識</li> <li>1. 診察及び各装置、機器使用室並びに治療病室としての標識</li> <li>2. 各使用室の力入口の標識</li> <li>2. 各使用室の出入口の標識</li> <li>6 - 5 使用中の表示</li> <li>6 (中国室の出入口の標識</li> <li>2 (力量の出入口の標準)</li> <li>6 (力) 使用主の表示する装置</li> <li>6 (力) で表示で多装置</li> <li>6 (力) で表示できまでいる場合</li> <li>6 (力) で表示の表はであ止の措置</li> <li>5 (防止の措置</li> <li>6 (力) を影及又は同位元素で治療を受けている患者の機定に表示の、を受けている患者の機定に表しての患者の機定に表しての患者の機定に表しての患者のと思いる患者の機定に表しての患者の機定に表してのように対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に表して、対しては対して表でのを表します。</li> <li>6 (力) 使用・貯蔵等の施設設備</li> </ul>	5 - 2	消火訓練·避難訓練				
<ul> <li>5 - 4 点検報告等</li> <li>5 - 5 防災及び危害防止対策</li> <li>A 総項目数</li> <li>財 東項目数</li> <li>○ 西「○」数</li> <li>○ 西 下」数</li> <li>正 非対象項目「」数</li> <li>[6 放射線管理]</li> <li>前年判定 当年判定 備</li> <li>管理区域への立入制限と被ばく防止の措置</li> <li>6 - 2 敷址の境界等における防膨滞措置</li> <li>6 - 3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示</li> <li>6 - 4 放射線験音の防止に必要な注意事項の根示</li> <li>6 - 4 放射線験音を弱き、機器使用室並びに治療病室としての標識</li> <li>1. 診察及び各装置、機器使用室並びに治療病室としての標識</li> <li>2. 各使用室の力入口の標識</li> <li>2. 各使用室の出入口の標識</li> <li>6 - 5 使用中の表示</li> <li>6 (中国室の出入口の標識</li> <li>2 (力量の出入口の標準)</li> <li>6 (力) 使用主の表示する装置</li> <li>6 (力) で表示で多装置</li> <li>6 (力) で表示できまでいる場合</li> <li>6 (力) で表示の表はであ止の措置</li> <li>5 (防止の措置</li> <li>6 (力) を影及又は同位元素で治療を受けている患者の機定に表示の、を受けている患者の機定に表しての患者の機定に表しての患者の機定に表しての患者のと思いる患者の機定に表しての患者の機定に表してのように対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に対して表での施設と関係に表して、対しては対して表でのを表します。</li> <li>6 (力) 使用・貯蔵等の施設設備</li> </ul>	5 - 3	防火・消火用設備の整備				
5 - 5   防災及び危害防止対策	5 - 4					
A 総項目数 C 適「○」数 C 適「○」数 D 否「×」数 E 非対象項目「」数 E 非対象項目「」数 E 複理区域	-					
B       対象項目数         C       適「〇」数         D       否「×」数         E       非対象項目「一」数         [6 放射線管理]       前年判定         6-1       管理区域の設定と標識         2.       管理区域のの立入制限と被ばく防止の措置         6-2       敷址の境界等における防護措置         6-3       放射線管理・器具・機器及び同位元素の使用室の超示         6-4       放射線装置・器具・機器及び同位元素の使用室並びに治療病室としての標識         2.       各使用室の出入口の標識         2.       各使用室の出入口の標識         2.       放射線の発生・照射が自動的に表示する装置         6-6       取扱者の発生・原射が自動的に表示する装置         6-6       取扱者の発生・原射が自動的に表示する装置         6-7       従事者の被ばく防止の措置         1.       放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         1.       放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         6-7       従事者の被ばく防止の措置         6-8       患者の被ばく防止の措置         6-9       器具又は同位元素で治療を受けている患者の機宗を受けている患者の機宗を受けている患者の機宗を受けている患者の機宗を受けている患者の機能会         6-10       使用・貯蔵等の施設器         6-11       照射器具及び同位元素の	0 0	77.00000000000000000000000000000000000				
B       対象項目数         C       適「〇」数         D       否「×」数         E       非対象項目「一」数         [6 放射線管理]       前年判定         6-1       管理区域の設定と標識         2.       管理区域のの立入制限と被ばく防止の措置         6-2       敷址の境界等における防護措置         6-3       放射線管理・器具・機器及び同位元素の使用室の超示         6-4       放射線装置・器具・機器及び同位元素の使用室並びに治療病室としての標識         2.       各使用室の出入口の標識         2.       各使用室の出入口の標識         2.       放射線の発生・照射が自動的に表示する装置         6-6       取扱者の発生・原射が自動的に表示する装置         6-6       取扱者の発生・原射が自動的に表示する装置         6-7       従事者の被ばく防止の措置         1.       放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         1.       放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         6-7       従事者の被ばく防止の措置         6-8       患者の被ばく防止の措置         6-9       器具又は同位元素で治療を受けている患者の機宗を受けている患者の機宗を受けている患者の機宗を受けている患者の機宗を受けている患者の機能会         6-10       使用・貯蔵等の施設器         6-11       照射器具及び同位元素の	А	総項目数				
C         適「○」数           D         否「×」数           E         非対象項目「¬」数           [6         放射線管理]         前年判定           6-1         管理区域         /           1.         管理区域の改定と標識         /           2.         管理区域の公立入制限と被ばく防止の措置         /           6-2         敷地の境界等における防護措置         /           6-3         放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示         /           点の標識         /         /           及び同位元素の標識         /           度用室並びに治療病室としての標識         /           しての標識         /           2.         各使用室の出入口の標識           2.         放射線の発生・照射が自動的に表示する装置           6-5         使用中の表示         /           1.         作業の高速で汚染された物の特出し禁止           6-6         取扱者の確定く防止の措置           1.         放射線診療従事者等の被はく防止の措置           2.         1.の方書の被はく防止の措置           6-8         患者の被ぼく防止の措置           6-8         患者の被ぼく防止の措置           6-9         器具又は同位元素で治療を受けている患者の機能等の施設設備           6-10         使用・貯蔵等の施設設備           6-11         照射器具及び同位元素の	-					
D 香「×」数       E 非対象項目「一」数         [6 放射線管理]       前年判定 当年判定 備 考         6—1 管理区域の設定と標識       1. 管理区域の公立入制限と 被ばく防止の措置 参加の境界等における防 護措置         6—2 敷地の境界等における防 護措置       2. 管理区域の公立入制限と 被 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接 接	-					
E 非対象項目「一」数       前年判定       衛       考         6-1 管理区域       /<	<b>I</b>					
6						
<ul> <li>6─1 管理区域</li> <li>1. 管理区域への立入制限と被ばく防止の措置</li> <li>6─2 敷地の境界等における防護措置</li> <li>6─3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示</li> <li>6─4 放射線装置・器具・機器及の同位元素の使用室・病室の標識</li> <li>1. 診療室及び各装置・機器使用室並びに治療病室としての標識</li> <li>2. 各使用室の出入口の構造</li> <li>6─5 使用中の表示</li> <li>1. 使用室の出入口の標識</li> <li>2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置</li> <li>6─6 取扱者の遵守事項</li> <li>1. 作業衣の着用</li> <li>2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止</li> <li>6─7 従事者の被ばく防止の措置、方の手出し禁止</li> <li>6─7 従事者の被ばく防止の措置</li> <li>1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置</li> <li>6─8 患者の被ばく防止の措置</li> <li>6─8 患者の被はく防止の措置</li> <li>6─9 器具又は同位元素のを受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示</li> <li>6─10 使用・貯蔵等の施設設備</li> <li>6─11 照射器具及び同位元素の</li> </ul>			前年判定	<b>业</b> 左判定	<b>一</b>	<del>*</del>
1. 管理区域の設定と標識 2. 管理区域への立入制限と 被ばく防止の措置 6-2 敷地の境界等における防 護措置 6-3 放射線障害の防止に必要 な注意事項の掲示 6-4 放射線装置・器具・機器 及び同位元素の使用室・病室の標識 病室の標識 病室の視識			刊 十 刊 化	,	7/用	与
2. 管理区域への立入制限と被ばく防止の措置         6-2 敷地の境界等における防護措置         6-3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示         6-4 放射線装置・器具・機器及び同位元素の使用室・病室の標識         1. 診療室及び各装置・機器使用室並びに治療病室としての標識         2. 各使用室の出入口の構造         6-5 使用中の表示         1. 使用室の出入口の標識         2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置         6-6 取扱名の遵守事項         1. 作業衣の着用         2. 同位元素に汚染された物の特出し禁止         6-7 従事者の被ぼく防止の措置         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         2. 1、のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置         6-8 患者の被ぼく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の			/	/		
被ばく防止の措置	-					
6-2 敷地の境界等における防護措置 6-3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 6-4 放射線装置・器具・機器	2.					
護措置       6-3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示         6-4 放射線装置・器具・機器及び同位元素の       /         原業立の標識       /         1. 診療室及び各装置・機器使用室並びに治療病室としての標識       /         2. 各使用室の出入口の構造       /         6-5 使用中の表示       /         1. 使用室の出入口の標識 からに表示する装置       /         6-6 取扱者の遵守事項       /         1. 作業衣の着用       /         2. 同位元素に汚染された物の特出し禁止       /         6-7 従事者の被ばく防止の措置       /         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置       /         6-8 患者の被ばく防止の措置       /         6-8 患者の被ばく防止の措置       /         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示       /         6-10 使用・貯蔵等の施設設備       /         6-11 照射器具及び同位元素の       /						
6-3 放射線障害の防止に必要	6-2					
な注意事項の掲示 6-4 放射線装置・器具・機器 及び同位元素の使用室・ 病室の標識  1. 診療室及び各装置・機器 使用室並びに治療病室と しての標識  2. 各使用室の出入口の構造 6-5 使用中の表示 1. 使用室の出入口の標識 2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置 6-6 取扱者の遵守事項 1. 作業衣の着用 2. 同位元素に汚染された物 の持出し禁止 6-7 従事者の被ばく防止の措置 1. 放射線診療従事者等の被ば く防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ば く防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の						
<ul> <li>6-4 放射線装置・器具・機器及び同位元素の使用室・病室の標識</li> <li>1. 診療室及び各装置・機器使用室並びに治療病室としての標識</li> <li>2. 各使用室の出入口の構造</li> <li>6-5 使用中の表示</li> <li>1. 使用室の出入口の標識</li> <li>2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置</li> <li>6-6 取扱者の遵守事項</li> <li>1. 作業衣の着用</li> <li>2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止</li> <li>6-7 従事者の被ばく防止の措置</li> <li>1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置</li> <li>2. 1. のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置</li> <li>2. 1. のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置</li> <li>6-8 患者の被ばく防止の措置</li> <li>6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示</li> <li>6-10 使用・貯蔵等の施設設備</li> <li>6-11 照射器具及び同位元素の</li> </ul>	6 - 3					
及び同位元素の使用室・病室の標識  1. 診療室及び各装置・機器 使用室並びに治療病室としての標識  2. 各使用室の出入口の構造 6-5 使用中の表示 1. 使用室の出入口の標識 2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置 6-6 取扱者の遵守事項 1. 作業衣の着用 2. 同位元素に汚染された物の特出し禁止 6-7 従事者の被ぼく防止の措置 1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ぼく防止の措置 6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の			,			
病室の標識	6 - 4					
1. 診療室及び各装置・機器 使用室並びに治療病室と しての標識  2. 各使用室の出入口の構造 6-5 使用中の表示  1. 使用室の出入口の標識  2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置 6-6 取扱者の遵守事項  1. 作業衣の着用  2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止 6-7 従事者の被ばく防止の措置  1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置  2. 1. のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置  2. 1. のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置  6-8 患者の被ばく防止の措置  6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備  6-11 照射器具及び同位元素の						
使用室並びに治療病室としての標識       2. 各使用室の出入口の構造         6-5 使用中の表示       /         1. 使用室の出入口の標識       /         2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置       /         6-6 取扱者の遵守事項       /         1. 作業衣の着用       /         2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止       /         6-7 従事者の被ばく防止の措置       /         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置       /         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置       (         6-8 患者の被ばく防止の措置       /         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者のを設備       /         6-10 使用・貯蔵等の施設設備       /						
しての標識         2. 各使用室の出入口の構造         6—5 使用中の表示       /         1. 使用室の出入口の標識         2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置         6—6 取扱者の遵守事項       /         1. 作業なの着用                 2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止                 6—7 従事者の被ばく防止の措置                 1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置                 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置                 6—8 患者の被ばく防止の措置                 6—9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示                 6—10 使用・貯蔵等の施設設備                 6—11 照射器具及び同位元素の	1.					
2. 各使用室の出入口の構造         6-5 使用中の表示         1. 使用室の出入口の標識         2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置         6-6 取扱者の遵守事項         1. 作業衣の着用         2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止         6-7 従事者の被ばく防止の措置         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の						
<ul> <li>6─5 使用中の表示         <ol> <li>使用室の出入口の標識</li> <li>放射線の発生・照射が自動的に表示する装置</li> </ol> </li> <li>6─6 取扱者の遵守事項         <ol> <li>作業衣の着用</li> <li>同位元素に汚染された物の持出し禁止</li> </ol> </li> <li>6─7 従事者の被ばく防止の措置         <ol> <li>放射線診療従事者等の被ばく防止の措置</li> <li>加力も眼の水晶体の被ばく防止の措置</li> </ol> </li> <li>2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置</li> <li>6─8 患者の被ばく防止の措置</li> <li>6─9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示</li> <li>6─10 使用・貯蔵等の施設設備</li> <li>6─11 照射器具及び同位元素の</li> </ul>						
1. 使用室の出入口の標識 2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置 6-6 取扱者の遵守事項 1. 作業衣の着用 2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止 6-7 従事者の被ばく防止の措置 1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置 2. 1. のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 2. 1. のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の	-		,			
2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置         6—6 取扱者の遵守事項       /         1. 作業衣の着用       /         2. 同位元素に汚染された物の特出し禁止       の持出し禁止         6—7 従事者の被ばく防止の措置       1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置       く防止の措置         6—8 患者の被ばく防止の措置       6—8 患者の被ばく防止の措置         6—9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示を受けている患者の標示       6—10 使用・貯蔵等の施設設備         6—11 照射器具及び同位元素の       /	6 - 5		/	/		
動的に表示する装置         6-6 取扱者の遵守事項       /         1. 作業衣の着用       /         2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止       の持出し禁止         6-7 従事者の被ばく防止の措置       /         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置       く防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置       く防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置       (         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示を受けている患者の標示を受けている患者の標示       (         6-10 使用・貯蔵等の施設設備       (         6-11 照射器具及び同位元素の       /	1.					
6-6 取扱者の遵守事項 1. 作業衣の着用 2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止 6-7 従事者の被ばく防止の措置 1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の	2.					
1. 作業衣の着用 2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止 6-7 従事者の被ばく防止の措置 1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の			,	,		
2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止 6-7 従事者の被ばく防止の措置 1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置 2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置 6-8 患者の被ばく防止の措置 6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の	6-6			/		
の持出し禁止       6-7 従事者の被ばく防止の措置         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置       (防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置       (防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置       (事具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備       (事別報具及び同位元素の)	-					
6-7 従事者の被ばく防止の措置         1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の	2.					
1. 放射線診療従事者等の被ばく防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の						
く防止の措置         2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の	6 - 7					
2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の	1.					
く防止の措置         6-8 患者の被ばく防止の措置         6-9 器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10 使用・貯蔵等の施設設備         6-11 照射器具及び同位元素の				<u> </u>		
6-8       患者の被ばく防止の措置         6-9       器具又は同位元素で治療を受けている患者の標示         6-10       使用・貯蔵等の施設設備         6-11       照射器具及び同位元素の	2.					
6-9 器具又は同位元素で治療 を受けている患者の標示 6-10 使用・貯蔵等の施設設備 6-11 照射器具及び同位元素の				<u> </u>		
を受けている患者の標示         6—10 使用・貯蔵等の施設設備         6—11 照射器具及び同位元素の       /	6-8	患者の被ばく防止の措置				
6-10 使用・貯蔵等の施設設備       6-11 照射器具及び同位元素の	6 - 9					
6-11 照射器具及び同位元素の / /						
	6—10	使用・貯蔵等の施設設備				
答理	6-11	照射器具及び同位元素の	/	/		
自性		管理				
1. 照射器具の紛失防止	1.	照射器具の紛失防止				

		弗 2 衣 使		衣	8 / 8
[6]	放射線管理]	前年判定	当年判定	備	考
2.	同位元素の廃止後の措置				
6-12	障害防止措置				
6 - 13	閉鎖施設の設備・器具	/	/		
1	外部に通じる部分の閉鎖の				
_	ための設備等				
2	排液処理槽の開口部の構造				
	と人の立入禁止措置				
6-14		/			
0 11	設備				
1	放射線測定器、汚染除去器				
_	の設置				
2	準備室の排気設備				
6-15	貯蔵箱等の障害防止の方法	/	/		
0 10	と管理				
1	貯蔵容器等の防護				
2	容器の構造と材質				
3	標識の標示				
6-16	<b>廃棄施設</b>	/	/		
1	排液処理槽の構造				
2	排気設備の空気拡散防止の				
	設備				
6 - 17					
6 - 18	移動型エックス線装置の				
	保管				
6 - 19					
	性同位元素の使用体制の確				
	保				
1.	放射線障害の防止に関する				
	予防措置				
2.	陽電子断層撮影診療用放射				
	性同位元素を使用できる医				
	師又は歯科医師の配置				
А	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「○」数				
D	否「×」数				
Е	非対象項目「-」数				
[7]	部門合計]				
Α	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「○」数				
D	否「×」数				
Е	非対象項目「-」数				

#### IV 検査基準

#### 検査基準の説明

- 1 判定は細分類の項目番号(例1-4)の付されている検査項目ごとに行う。
- 2 判定の表示は、検査項目に適合している場合は「〇」、適合していない場合は「 $\times$ 」を、検査の対象とならない検査項目については「-」を、それぞれ第2表(検査表)の「判定」欄に記入する。
- 3 「※」の印が付されている項目は、その印の後に記載されている病院についてのみ検査対象とする。
- 4 判定に当たって検査対象施設が全くない場合は、その施設に関する検査項目はすべて適合していないものとして取り扱う。

項目 番号	項目	根拠法令等	摘要	備  考
1	医療従事者			
	医師数	医条号 21.1 い 療則 1以 1.1 う 法第項下」。 施 19以 11 法第 1 (1)	院患者(歯科、矯正歯科、小児 歯科及び歯科口腔外科の入院患	(計算事例) ①入院患者数 一般 90 療養 50 精神 30 法核 25 250 ※ 外来患者数 250 ※ 医師のでは、外来患者数 250 ※ 医師のでは、外来患者が、力がいび、力がでしたが、力がでした。 (20+50/3+30/3(*a)+25+250/2.5(*b)-52(*c))/16+3(*d)= (90+16.666・・・(*e)+10+25+100-52)/16+3=189.6/16+3=14.85(人) (医師の標準数)(*a) …大学附属病院等は30/1(*b) …耳鼻咽喉科、眼科又は精神科は5(*c) …療養病床が50%を上回る病院は36(*d) …療養病床が50%を上回る病院は2(*e) …端数が出る場合、小数点第2位を切り捨て小数点第1位までとする ○転換病床を有する病院 ※平成24年3月31日までの間に、都道府県に対して転換に係る届出を行った病院であって再び平成30年6月30日までの間に届出を行った病院。 <平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に人類第52条の2第1項)

項目番号	項目	根拠法令等	摘 要	備考
н 7				精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数と、精神病床(転換病床)及び療養病床(転換病床)に係る病室の入院患者の数を6でもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数と外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5)をもって除した数との和(特定数)が52までは3とし、特定数が52を超える場合には当該特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数
				○転換病床のみを有する病院 ※平成24年3月31日までの間に、 都道府県に対して転換に係る届出を行った病院であって再び平成30年6月30日までの間に届出を行った病院。 <平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間>(則附則第52条第3項、則附則第52条の2第1項)
				転換病床に係る病室の入院患者の数を 6でもって除した数と、外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科 の外来患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽 喉科、眼科又は精神科については、5) をもって除した数との和(特定数)が36 までは2とし、特定数が36を超える場合 には当該特定数から36を減じた数を16で 除した数に2を加えた数
		法22の2. 1. 1 則22の2. 1. 1	②特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数と外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を2.5をもって除した数との和を8で除した数なお、医師免許取得後2年以上経過していない医師について	(計算事例) ②入院患者数 一般 550人 外来患者数 ( 歯科、 編正歯科、 小児歯科及び歯科口腔外科を除く。) とすると 300人  (550+300/2.5)÷8=83.75(人)医師の標準数 ※特定機能病院全体において、医師の半 数以上が平成26年改正省令による改正 後の規則第22条の2第3項に規定する

項目	項	目	根拠法令等	摘要	備考
番号				は員数に含めない。 (平5.2.15健政発第98号 (平 28.6.10一部改正)参照)	専門の医師であることを要件とする。 (規則第22条の2第3項関係)
			則43の2	③医学を開発をでは、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人になる。 では、100人に、1	
			則49	除した数に3を加えた数。 ④療養病床の病床数の全病床数に 占める割合が100分の50を超える 病院については、当分の間、上 記に基づき算出された和が「36 までは2」とし、算定された和 が36を超える場合には当該特定	
			則50	数から36を減じた数を16で除した数に2を加えた数とする。 ⑤則50.1の規定により、法第7条第 2項の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して3年を経過するまでの間、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。ただし、医師3人という最低の員数は下回らないものとする。(則49の適用を受けた病院は、医師2人という最低の	(特例が認められる病院) ○次の要件がすべて該当する病院 7. 次に掲げる地域をその区域内に有する 市町村又はこれに準ずる市町村の区域 に所在するものであること。 7)離島振興法の規定により離島振興対 策実施地域として指定された離島の 地域 イ)辺地に係る公共的施設の総合整備の

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
₩ <sup>7</sup>			員数は下回らないものとする。)	ための財政上の特別措置等に関する 法律に規定する辺地 り)山村振興法の規定により振興山村と して指定された山村 エ)過疎地域自立促進特別法に規定す る過疎地域
				イ. 当該病院が所在する地域における医療 提供施設の整備の状況等からみて、当 該地域の医療を確保する上で必要かつ 不可欠であると認められるものである こと。
				ウ. 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められること。 ※「これに準ずる市町村」とは、人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村を想定。
1- 2	歯科医師数 患者数に対応し た数の歯科医師 がいるか。	法21.1.1 則19.1.2.イ	歯科医師の員数の標準の計算方法 は次によること。 ①歯科(矯正歯科、小児歯科及び 歯科口腔外科を含む。)専門の病 院については、入院患者の数が 52までは3とし、それ以上16又 はその端数を増すごとに1を加 え、さらに外来患者についてそ の病院の実状に応じた必要数を 加えた数とすること。	病院の実状に応じた必要数 歯科医師1人1日当たり取扱い外来患 者数は概ね20人 ※歯科の入院患者がいる場合は、最低1 人の歯科医師が必要であるが、当該歯 科医師が、入院患者の状況に応じ、外 来患者を診察することは可能。 ※歯科医師又は歯科衛生士が外来診療の 一環として医科の入院患者に対して行 う歯科口腔機能の管理(口腔ケアを含 む。)については、これら患者の全身 状態を管理する体制として特に支障が ないと判断される場合には、上記の取 り扱い患者数として計上しなくとも差
		法21.1.1 則19.1.2.ロ	②その他の病院については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が16までは1とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についてその病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。	し支えないものとする。

項目	項目	根拠法令等	摘要	備考
番号	Д П	法22の2.1.1 則22の2.1.2	③特定機能病院として厚生労働大 臣の承認を受けている場合は、	VIII ~¬
			歯科、矯正歯科、小児歯科及び 歯科口腔外科の入院患者の数が 8又はその端数を増すごとに1	
			以上とし、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実	
			状に応じて必要と認められる数 を加えた数とすること。	
1- 3	薬剤師数	法21.1.1 法21.3	薬剤師の員数の計算方法は、厚生 労働省令で定める基準に従い都道	(計算事例) ③入院患者数 一般 90
	患者数に対応し		府県が条例で定めるところによる	療養 50
	た数の薬剤師が		こと。	精神 35 とすると
	いるか。	都道府県の		結核 25
		条例	【従うべき基準】	外来取扱処方箋数 100
			①精神病床及び療養病床に係る病	
			室の入院患者の数を150をも	90/70+50/150+35/150 (*) +25/70+100/75=
			って除した数と、精神病床及び	1. 2+0. 3+0. 2+0. 3+1. 3=3. 3 = 4 (人)
			療養病床に係る病室以外の病室 の入院患者の数を70をもって	(薬剤師の員数) (*)…大学附属病院等は35/70
			除した数と外来患者に係る取扱	(*) … 八子門 厲州 元寺 (*35/70
			処方せんの数を 7 5 をもって除	※従うべき基準
			した数とを加えた数(その数が	条例の内容を直接的に拘束する、必ず
			1に満たないときは1とし、そ	適合しなければならない基準であり、
			の数に1に満たない端数が生じ	当該基準に従う範囲内で地域の実情に
			たときは、その端数は1として	応じた内容を定める条例は許容される
			計算する。)	ものの、異なる内容を定めることは許
				されないもの。
			②医学を履修する課程を置く大学	
			に附属する病院(特定機能病院	
			及び精神病床のみを有する病院	
			を除く。)又は100人以上の患者	
			を入院させるための施設を有し	
			、その診療科名中に内科、外科 、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉	
			科を含む病院であって、精神病	
			床を有する病院については、療	
			養病床に係る病室の入院患者の	
			数を150をもって除した数と	
			、療養病床に係る病室以外の病	
			室の入院患者の数を70をもっ	
			て除した数と外来患者に係る取	
			扱処方せんの数を75をもって	
			除した数とを加えた数(その数	

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
			が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)	
		法22の2.1.1 則22の2.1.3	薬剤師の員数の計算方法は、次によること。 ○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とし、調剤数80又はその端数を増すごとに1を標準とすること。	
1- 4	看護師数	法21.1.1	   看護師の員数の計算方法は、厚生	(計算事例)
		法21.3	労働省令で定める基準に従い都道	④入院患者数 一般 90
		則19.2.2	府県が条例で定めるところによる	療養 50
		則43の2	こと。	精神 35 とすると
	准看護師を含む。)がいるか。	医療法施行 規則等の一	【従うべき基準】 ①療養病床、精神病床及び結核病	結核 25 ※外来患者数 400
	7°) "4 ( . 2 " .	部を改正す	床に係る病室の入院患者の数を	※看護師の員数を算出する際の「外来患
		る省令(平	4をもって除した数と、感染症	者数」については、外来患者延数から
		成13年厚生	病床及び一般病床に係る病室の	医師による包括的なリハビリテーショ
		労働省令第8	入院患者(入院している新生児	ンの指示が行われた通院リハビリ患者
		号) 第20条	を含む。)の数を3をもって除し	(ただし、実施計画の立案日等、医師
		都道府県の	た数とを加えた数(その数が1	による外来診察が行われた日を除く。
		条例	に満たないときは1とし、その	)を除いた患者数を用いることも可能
			数に1に満たない端数が生じた	•
			ときは、その端数は1として計	・入院 (90/3+50/4(*)+35/4+25/4)=
			算する。)に、外来患者の数が	30+12. 5+8. 7+6. 2=57. 4≒58
			30又はその端数を増すごとに	·外来(400/30)=13.3≒14
			1を加えた数   また、歯科、矯正歯科、小児	・入院+外来 (58+14)=72 (人) (看護師等の員数)
			歯科又は歯科口腔外科において	(有喽叫 守沙兵效)
			はそのうちの適当数を歯科衛生	(経過措置)
			士とすることができる。	○療養病床を有する病院であって、
				①特定介護療養型医療施設
			②精神病床を有する病院について	②特定病院
			は、当分の間、精神病床に係る	であるもの。
			病室の入院患者の数を5をもっ	※平成24年4月1日から平成24年
			て除した数(その数が1に満た	6月30日までの間に、都道府県に
			ないときは1とし、その数に1	対して①及び②に係る届出を行
			に満たない端数を生じたときは	った病院であって再び平成30年6
			1として計算する。)を精神病	月30日までの間に届出を行った病
			床に係る病室の入院患者の数を	院。
			4 をもって除した数(その数が 1 に満たないときは1 とし、	< 平成30年4月1日から平成36年 3月31日までの間>(則附則第53
		<u> </u>	1に個だないとさは1とし、	3月31日まじの削╱(則附則男53

項目	項目	根拠法令等	摘要	備  考
番号	項	根拠法令等	その数する者と、 に11とを含。 ではは1を変える。 でははたでするにでするにでいるがあるというでははががする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながする。 ではながながまながまなが、 ではながいなが、 ではなが、 ではなが、 ではなが、 ではなが、 でになるのではいなが、 でになるのではいなが、 でにないのにないででは、 でにないないでは、 でにないないでは、 でにないないでは、 でにないないででは、 でにないないででで、 でにないないでで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないが、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 でにないないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないないで、 ではいないではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないで、 ではいないではいないで、 ではいないではいないではいないではいないではいないで、 ではいないではいないではいないではいないではいないではいないではいないではいな	条第1号、附則則第53条の2第1項 )療養病床に係る病室の入院患者の数を 6をもって除した数と、精神病床及び結 核病床に係る病室の入院患者の数を4を もって除した数と、感染症病床及び一般 病床に係る病室の入院患者(入院してい る新生児を含む。)の数を3をもって除 した数とを加えた数(その数が1に満た
				数の7割に満たない場合、看護師等

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
田力				確保推進者を置くこととされている。 (看護師等の人材確保の促進に関する 法律第12条、同法施行規則第1条参 照)
			看護師の員数の計算方法は、次によること。 ○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者(入院している新生児を含む。)の数が2又はその端数を増すごとに1と外来患者の30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。	(計算事例) ⑤入院患者数 550人 とすると 外来患者数 300人 入院 550÷2=275 外来 300÷30=10 275+10=285(人) 看護師の員数
1- 5	看護補助者数	法21.1.1 法21.3	看護補助者の員数の計算方法は、 厚生労働省令で定める基準に従い	「看護補助者」とは、医師、看護師等の 指示に基づき、看護の補助として介護に
	定められた数の	知19. 2. 3	都道府県が条例で定めるところに	当たる者を意味し、特段の資格を必要と
	看護補助者がい	都道府県の	よること。	はしない。
	るか。	条例	【従うべき基準】 ○療養病床に係る病室の入院患者 の数が4又はその端数を増すご とに1	(経過措置) ○療養病床を有する病院であって、 ①特定介護療養型医療施設 ②特定病院であるもの。 ※平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間に、都道府県に対して①及び②に係る届出を行った病院であって再び平成30年6月30日までの間に届出を行った病院。 <平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間>(則附則第53条第2号、則附則第53条の2第1項) 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1 ○転換病床を有する病院 <平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間>(則附則第52条第6項、則附則第52条の2第1項)

項目	項目	根拠法令等	摘  要	備考
番号	(管理) 栄養士	注21 1 1	栄養士の員数の計算方法は、厚生	療養病床(転換病床を除く。)に係る 病室の入院患者の数を6をもって除した 数と、転換病床(療養病床に係るものに 限る。)に係る病室の入院患者の数を9 をもって除した数に2を乗じて得た数を 加えた数(その数が1に満たないときは 1とし、その数に1に満たない端数が生 じたときは、その端数は1)
1- 6	数	法21.3	労働省令で定める基準に従い都道	
	定められた数の	則19.2.4 都道府県の	府県が条例で定めるところによる こと。	
	栄養士がいる か。	条例	【従うべき基準】	
			○100床以上の病院に 1	
		法22の2. 1. 1 則22の2. 1. 5	管理栄養士の員数の計算方法は、 次によること。 〇特定機能病院として厚生労働大 臣の承認を受けている場合は、 1以上の管理栄養士がいること	
	(参考)			
	助産師数	法21.1.1 法21.3 則19.2.2 則43の2 都道府県の 条例	助産所の員数の計算方法は、次によること。  ○産婦人科又は産科を有する病院産婦人科又は産科の患者に対する看護師(准看護師を含む。)の員数のうちの適当数を助産師とする。	適当数産婦人科又は産科の入院患者がいる場合に1人以上。

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
2	管 理			
2- 1	医療法上の手続	法7.1 法7.2 法22	医療法上の手続きは適正に行われているか。	
1.	医療法の使用許 可	法27 令4.1 令4の2	1. 病院の構造設備は使用の許可を受けていること。	
2.	医療法届出事項 の変更	令4の3 則22 則24~則29	2. 病院開設許可後の開設届及び届 出事項に変更を生じたときにそ の届出がなされていること。	
3.	医療法許可事項 の変更		3. 病院の開設許可を受けた後に厚生労働省令で定める事項を変更したときその許可を受けていること。	
4.	地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中 核病院の承認		4. 地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中核病院として定められた事項を有し承認を得ていること。	
5.	診療用放射線装 置の届出		5. 診療用放射線装置の設置、設置 変更又は廃止の届出をしている こと。	診療用放射線装置 エックス線装置、診療用高エネルギー 放射線発生装置、診療用粒子線照射装 置、診療用放射線照射装置、診療用放 射線照射器具、放射性同位元素装備診 療機器、診療用放射性同位元素又は陽 電子断層撮影診療用放射性同位元素
2- 2	患者の入院状況	則10.1.1~ 則10.1.6 則30の15.1 則30の15.2	患者の入院状況は定められた基準 により適正に管理されているか。	
1.	病室の定員遵守		1. 病室に定員を超えて患者を入院させていないこと。(ただし、臨時応急の場合を除く。)	・緊急時の対応として、救急医療(周産期救急医療及び小児救急医療を含む) に係る患者を入院させるときは、病室 に定員を超えて患者を入院させること
2.	病室以外の患者 入院		2. 病室以外の場所に患者を入院させていないこと。(ただし、臨時応急の場合を除く。)	及び病室以外の場所に患者を入院させることができること。 ◇救急患者の受入れに係る定員超過入院等の取扱いについては、「救急患者の
3.	精神病・感染症 患者の一般病室 への入院		3. 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室 以外の場所に入院させていない こと。(ただし、臨時応急の場	受入れに係る医療法施行規則第10条 等の取扱いについて」(平成21.7.21医 政総発0721第1号・医政指発0721第1号 ・保医発0721第1号)を参照

項目	項	目	根拠法令等	摘  要	備考
番号				合(精神病患者の身体的合併症 に対応するため入院させる場合 を含む。)を除く。)	
4.	病毒感染のある患素染防止	. —		4. 病毒感染の危険のある患者からの 感染を防止するために適当な措置 をとっていること。	4. 適当な措置 ①当該患者を他の患者と同室に入院させないこと。 ②当該患者を入院させた室を消毒せずに他の患者を入院させないこと。 ③当該患者の用に供した被服、寝具、食器等を消毒しないで他の患者に使用しないこと。
5.	装置、器見位元素治療の放射線/ 室以外のプ 止	療患者 怡療病		5. 診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させないこと。 6. 放射線治療病室に上記5に規定する患者以外の患者を入院させないる患者を入院させない。	
2- 3	新生児の領		法15.1	こと。 新生児の管理が適切に行われている	
			法20 則19.2.2	か。(産科又は産婦人科を標榜する 病院)	
1.	管理及び <sup>令</sup> 制	管理体		1. 新生児に対して必要な管理体制及び看護体制がとられていること。	1. ①適当な看護要員が配置され、その責任 体制が確立されていること。 ②新生児の識別が適切に行われているこ
2.	避難体制			2. 火災等緊急時における新生児の避難体制があらかじめ定められていること。	と。 2.避難に必要な器具が備えられていること。
2- 4	医師の当		法16 則9. 15. 2	直させていること。ただし、医師が その病院に隣接した場所に待機する	介護保険法施行規則等の一部を改正する 等の省令の施行について (施行通知)」

項目	項目		根拠法令等	摘要	備考
番号			12.70 19 19	知事に認められた場合はこの限りでない。	viii 3
2- 5	医薬品の取り		法15.1 法20 則14	医薬品の取り扱いは適正にされて いるか。	
1.	毒劇薬の区別 施錠保管		WIII	1. 毒薬又は劇薬が他のものと区別されていること。毒薬を貯蔵配置する場所に施錠がされていること。	1. 医薬品医療機器等法第48条第1項及び第 2項参照
2.	毒劇薬の表示	示		2. 毒薬及び劇薬の直接容器又は直接 の被包にそれぞれの表示がなされ ていること。	2. 表示 毒薬は黒地に白枠白字をもってその品名 及び「毒」の字を記載する。劇薬は白地に 赤枠赤字をもってその品名及び「劇」の字 を記載する。 (医薬品医療機器等法第44条第1項及び 第2項参照)
3.	その他の医薬の管理	<b>聚</b> 品		3. その他の薬剤についてもその管理 及び取扱いが適正に行われている こと。	3. (参考)麻薬、向精神薬、覚せい剤については、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法により別途規制が行われていることに留意する。また、特に安全管理が必要な医薬品(要注意薬)についても、配置の工夫などの事故防止対策が必要であることが「医薬品の安全使用のための業務手順マニュアル」に示されていることに留意する。 ◇調剤室、病棟等における医薬品の管理については、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて」(平成19.3.30医政総発第0330001号・薬食総発第0330001号)を参照。
4.	調剤所の衛生 防火管理	生と		4. 調剤所について衛生上、防火上適切な配慮がなされていること。	4. (参考)引火のおそれのある薬品等の例 アルコール類、エーテル類、ベンゼン、 クロロホルム等
2- 6	医療機器等の 潔保持及び約 管理		法20	医療機器等は清潔な状態に保たれ、 かつ、保守管理が十分に行われてい るか。	
1.	医療機器及び 護用具の清潔 持			1. 医療機器及び看護用具が清潔を保つよう十分手入れがなされていること。	1. 適切な滅菌装置や消毒薬の使用を確認すること。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備  考
				・歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科 口腔外科を標榜する病院において歯 科用ハンドピースを含む滅菌可能な 歯科治療用器具・器材を使用した場 合、患者毎の交換・滅菌が行われて いること。また、再使用不可の器具 ・器財を使用した場合は、破棄されて いること。 (歯科用ハンドピースの本数) 歯科用ユニットの2倍以上を所持し ているか確認すること。 ※診療の実情に応じて判断するこ と。
2.	病棟諸設備の清潔保持		2. 病棟における諸設備は清潔に保たれていること。	2. 清潔保持 ①ベッド、マットレス等の寝具類及び病室内の清潔整頓 ②便器の清潔維持
2- 7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	法15.1 法20 則20.1.8	給食施設の施設・設備について清潔が保持され衛生上適切な管理が 行われていること。	必要に応じ記録により確認すること。
2- 8	職員の健康管理	法15.1	職員について定期的な健康診断を行う等適切な健康管理体制が確立されていること。	給食関係職員、放射線関係職員の健康管理については特に留意する。 (参考1)病院開設者は労働安全衛生法により事業者として職員の健康を確保するよう規定されていることに留意する。 (参考2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2には病院開設者は労働安全衛生法による事業者として職員の定期健康診断を実施するよう規定されていることに留意する。
2- 9	医療の情報の提供	法1 法6の3.1 ~ 法6の3.3 則1の2 則1の2の2 則1の3	医療機関の有する医療機能情報が公表されていること。	①病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者は、都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、都道府県知事が定める日までに、規則第1条2項に規定する事項(別表第1)を都道府県知事に報告するとともに、同事項を当該病院等において閲覧に供しなければならない。 ②病院等の報告事項のうち、規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報に変更があった場合には、速やかに都道

項目番号	項目	根拠法令等	摘 要	備考
留 ク				府県知事に報告する。 ③病院等の管理者は、当該病院等において閲覧に代えて、パソコン等のモニター画面での表示、インターネット若しくは電子メールによる方法又はフロッピーディスク、CD一ROM等による交付とすることができる。 ◇医療機能情報提供の具体的実施方法等については、「医療機能情報提供制度実施要領について」(平19.3.30医政発第0330013号(平28.6.10一部改正))を参照
2-10	医療の安全管理のための体制の確保	法1 法6の10 法6の11 法6の12	医療の安全管理のための体制が確保されているか。	
1.	医療の安全管理のための指針の整備	法15.1 法17 則1の10の2 則1の11.1 則9の20の2 則9の25 則12	1. 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。	「医療に係る安全管理のための指針」は 次に掲げる事項を文書化したものである こと。また、本指針は、医療に係る安全管理のためのなるとのである。)を設けている場合にないで 理委員会」とで理委員会に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対

項目 項 目 番号	根拠法令等	摘  要	備  考
			⑧その他医療安全の推進のために必要な 基本方針(高難度新規医療技術を用い た医療を提供する場合には、関係学会 から示される「高難度新規医療技術の 導入を検討するに当たっての基本的な 考え方」やガイドライン等を参考に実 施することを含む。なお、関係学会に よる「高難度新規医療技術の導入を検 討するに当たっての基本的な考え方」 は別途示すこととする。)
2. 医療のた (係る ) (条 ) (		2. 医療管理のための業務のと、次系のと、次系のと、次系のと、次系のと、次系のと、次系のと、次系のと、次系	<ul> <li>・医療等におけるとの体制ののいるとのでは、対応を全管理を関係をでいるののののでは、で、で、で、で、で、ので、ののので、で、で、で、で、で、で、で、で</li></ul>

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
H 7			ハ ロの改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直し	・改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直しとは、同様の事故等の発生状況の確認や、医療安全管理委員会の構成員が定期的に関係部署の巡回を行うなどをして調査を行い、必要に応じて医療安全の知見に基づいた見直しを行うものであること。
3.	医療に係る安全管理のための基本的事項、具体的方策についての職員研修の実		3. 医療に係る安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、他の従業者と相互に連携して業務を行うことについての認識、業務を安全に行うための技能の向上等を目的として、医療に係る安全管理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を実施すること。	①医療に係る安全管理のための職員研修では、当該病院等の具体的な事例等を取り上げ、職種横断的に行うものであることが望ましいものであることが望ましいものであることが望まる内容にでは、当該病院等全体に共工、周囲を変全管理に関する内容に従業国に関策を実施するのであり、年2回応に開催することの明確すること。の研修については、患者を入所なび妊婦の施設を有しない診療を入所とびないでも、出席を受講するとのの施設を有しないでものとしないのができるものとしては、当該病院等以外ででものができるものにで受講することとで受講することとで受講することと。
4.	事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策		4. 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。	・当該病院等における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改の から④までに掲げるものを含むこと。 ①当該病院等において発生した事故等の 医療安全管理委員会への報告等を行う こと。なお、特定機能病院又は臨床研究中核病院については、医療安全管理 部門への報告でも差し支えないものであること。 ②あらかじめ指針で定められた報告すべき事例の範囲、報告手順等に対けること。 ②あらかじめ指針で定められた報告すべき事例の範囲、報告手順等に対けること。 これにより、当該病院等における問題点を把握して、当該病院等の組織としての改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、当該病院等においてこれらの情報を共有すること。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
				③重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること。また、改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。 ④事故の報告は診療録や看護記録等に基づき作成すること。
5.	医療事故に係る 再発防止策の周 知及び遵守		5. 当該病院等において発生した医療事故について再発防止策が院内に周知されるとともに、遵守されていること。	※総務省からの医療安全対策に関する勧告事項(平成25年8月30日公表)
6.	医療安全管理責任者の配置		(特定機能病院の場合) 6. 医療安全管理責任者を配置し、 医療安全管理部門、医療安全管 理委員会、医薬品安全管理責任 者及び医療機器安全管理責任者 を統括させること。	◇特定機能病院における医療安全管理 責任者の業務及び基準は、「医療法 の一部を改正する法律の一部の施行 について」(平5.2.15健政発第98号 (平28.6.10一部改正))を参照
			(臨床研究中核病院の場合) 6. 専任の医療に係る安全管理を 行う者を配置すること。	◇臨床研究中核病院における専任の医療に係る安全管理を行う者の業務及び基準は、「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等について」(平27.3.31医政発0331第69号(平28.6.10一部改正)を参照
			(臨床研修病院及び歯科医師臨 床研修施設の場合) 6. 医療に係る安全管理を行う者 を配置すること。	◇臨床研修病院、歯科医師臨床研修施 設における医療に係る安全管理を行 う者の業務及び基準は、「医師法第 16条の2第1項に規定する臨床研修に 関する省令の施行について」(平
			(※特定機能病院、臨床研究中核病院、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目。(臨床研究中核病院の場合は「専任の医療に係る安全管理を行う者」、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修病院の場合は「医療に係る安全管理を行う者」とする。なお、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設については兼任でも可))	15. 6. 12医政発0612004号)、「歯科 医師法第16条の2第1項に規定する 臨床研修に関する省令の施行につい て」(平17. 6. 28医政発0628012号) を参照 ◇安全管理者の業務については、「医療安 全管理者の業務指針および養成のため の研修プログラム作成指針について」 (平成19. 3. 30 医政発第0330019号・ 薬食第0330019号)を参照。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備  考
<b>(4)</b>	医療に係る安全管理を行う部門の設置及び業務の実施		(特定機能病院の場合) 7. 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部間した医療安全管理務を行う設置したと。インを療安全管理委員会に係る事がある。 ロースを変なを管理委員会に係る事がある。 ロースを変なを管理を受ける。 ロースを変なを管理を受ける。 ロースを変なを管理を受ける。 ロースを変なを管理を受ける。 ロースを変なを管理を受ける。 ロースを変なを管理を受ける。 ロースを変なを管理がある診録のである。 ロースを変ながある。 ロースを表がある。 ロースを表が	◇特定機能病院における医療安全管理 部門の業務及び基準は、「医療法の 一部を改正する法律の一部の施行に ついて」(平5.2.15健政発第98号( 平28.6.10一部改正))を参照
			ニ 医療に係る安全の確保のための対策の推進 ホ 医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認 (臨床研究中核病院の場合)	
			7. 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部門(医療安全管理部門)を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のために必要な業務を行わせること。 (1) 医療安全管理委員会に係る事務 (2) 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその	◇臨床研究中核病院における専任の医療にかかる安全管理を行う者の業務及び基準は、「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等について」(平27.3.31医政発0331第69号(平28.6.10一部改正)を参照
			家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該	

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備  考
			確認の結果に基づく従事者へ の必要な指導 (3)医療に係る安全管理に係る連 絡調整 (4)医療に係る安全の確保のため の対策の推進	
			(臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の場合) 7. 安全管理部門を設置すること。(※特定機能病院、臨床研究中核病院、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目。(臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の場合は「安全管理部門」とする。))	◇臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設における医療に係る安全管理を行う者の業務及び基準は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平15.6.12医政発0612004号)、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平17.6.28医政発0628012号)を参照
8.	患者からの相談 に適切に応じる 体制の確保		(特定機能病院の場合) 8. 患者からの安全管理に係る相談 に適切に応じる体制を確保する こと。	◇特定機能病院における患者からの安全管理に係る相談に応じる体制の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15健政発第98号(平28.6.10一部改正))を参照
			(臨床研究中核病院の場合) 8. 当該病院が実施する特定臨床研究に関し、研究の対象にある対象にあるの対象に応じる体制を確保すること。 (臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の相談に応じる体制を確保すること。 (※特定機能病院、臨床研究中核病院、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目)	◇臨床研究中核病院における研究の対象者又はその家族からの相談に応じる体制の基準は、「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等について」(平27.3.31医政発0331第69号(平28.6.10一部改正)を参照 ◇臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設における患者からの相談に応じる体制の基準は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に施行について」(平15.6.12医政発0612004号)、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平17.6.28医政発0628012号)を参照

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
9.	医療事故(では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、)		9. 当該病院等の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務等に勤務所等に勤務所等に助務を受ける。 医療経事者が提供したるという。 を要したというである。 当該管理者が当該で変にして、当該管理者が当該管理者が当該管理者が当該管理者が当該管理者がいた。 産を予期しないは、遅ませい、とのである。 を療事故調査・支援といい。	・管理者が判断するに当たっては、当該医療事故に関わった医療従事者等から十分事情を聴取した上で、組織として判断する。 ・以下の事項を報告する。 (1)日時/場所/診療科 (2)医療事故の状況 ・疾患名/臨床経過等 ・報告時点で把握している範囲 ・調査により変わることがあることが前提であり、その時点で不明な事項については不明と記載する。 (3)連絡先 (4)医療機関名/所在地/管理者の氏名 (5)患者情報(性別/年齢等) (6)調査計画と今後の予定 (7)その他管理者が必要と認めた情報
			病院等の管理者は、医療事故調査制度の報告をするに当たっては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した者の遺族に対し、説明しなければならない。	・遺族へは、以下の事項を説明する。 (1) 医療事故の日時、場所、状況 ・日時/場所/診療科 ・医療事故の状況 ・疾患名/臨床経過等 ・報告時点で把握している範囲 ・調査により変わることがあることが前提であり、その時点で不明な事項については不明と説明する。 (2) 制度の概要 (3) 院内事故調査の実施計画 (4) 解剖又は死亡時画像診断(Ai) が必要な場合の解剖又は死亡時画像診断(Ai) の具体的実施内容などの同意取得のための事項
			病院等の管理者は、医療事故が 発生した場合には、速やかにそ の原因を明らかにするための調 査(医療事故調査)を行わなけ ればならない。	血液等の検体保存が必要な場合の説明  ・検査項目については、以下の中から必要な範囲内で選択し、それらの事項に関し、情報の収集、整理を行うものとする。 ※調査の過程において可能な限り匿名性の確保に配慮すること。 ・診療録その他の診療に関する記録の確認例)カルテ、画像、検査結果等

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
			病院等の管理者は、医療事故調査を終了したときは、遅滞な・支にを要事故調査・支援センターに報告しなければならない。	・当該医療 (Ai) (Bo) (Bo) (Bo) (Bo) (Bo) (Bo) (Bo) (Bo
			病院等の管理者は、医療事故調査の結果の報告をするに当たっては、あらかじめ、遺族に対し、説明しなければならない。ただし遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。	<ul><li>「センターへの報告事項」の内容を説明することとする。</li></ul>

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
			・病院等の管理者は、医療事故 調査制度の報告を適切に行う ために、当該病院等における 死亡及び死産の確実な把握の ための体制を確保するものと する。	・当該病院等における死亡及び死産の確 実な把握のための体制とは、当該病院 等における死亡及び死産事例が発生し た事が病院等の管理者に速やかに報告 される体制をいうこと。
10.	事録のののの発出		10. 特定機能病院及び事故等事案が発生した場合には、当該事故等事案が発生した場合には、当該事故等事案が発生した日から原則として、週間以内に、登録分析機関に提出しなければならない。 (※特定機能病院及び事故等報告病院の該当項目)	(1) 対象医療機関 特定 (1) 対象医療機関 特定 (1) 対象医療機能病院及び事故等報告病院 (1) 対象医療機能病院及び事故等報告病院 (1) 対象医療機能病院療 (1) 対象医療養する病院療 (1) 対象医療養育療 (1) 対象医療機能 (1) 対象医療機能 (1) 対象医療機能 (1) 対象 (

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
留力				<ul><li>④ 当該事案の内容に関する情報</li><li>⑤ 前各号に掲げるもののほか、当該事案に関し必要な情報</li></ul>
2-11	院内感染対策の ための体制確保	法6の12 法15.1 法17 則1の11.2.1 則9の20の2	院内感染対策のための体制が確保 されているか。	(医療の安全管理のための体制を確保する ための措置と一体的に実施しても差し支え ない。)
1.	院内感染対策の ための指針の策 定		1. 院内感染対策のための指針の策定	院内感染対策のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであり、また、この指針は、医療法施行規則第1条の11第2項第1号ロに規定する院内感染対策委員会の議を経て策定及び変更するものであることとし、当該指針は従業者へ周知徹底すること。
				ア 院内感染対策に関する基本的考え方 イ 院内感染対策のための委員会(委員会を設ける場合を対象とする。)その他の 当該病院等の組織に関する基本的事項 ウ 院内感染対策のための従業者に対する 研修に関する基本方針 エ 感染症の発生状況の報告に関する基本 方針 オ 院内感染発生時の対応に関する基本方
				針 カ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針
				◇院内感染対策のための指針の策定については、「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」(平19.5.8医政局指導課事務連絡)を参照
2.	院内感染対策の ための委員会の 開催		2. 院内感染対策のための委員会の開催	院内感染対策委員会とは、当該病院等に おける院内感染対策の推進のために設ける ものであり、次に掲げる基準を満たす必要 があること。 ア 管理及び運営に関する規程が定められ ていること。 イ 重要な検討内容について、院内感染発 生時及び発生が疑われる際の患者への対

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
				応状況を含め管理者へ報告すること。 ウ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに従業者への周知を図ること。 エ 院内感染対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。 オ 月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。 カ 委員会の委員は職種横断的に構成されること。
3.	従業者に対する院内感染対策のための研修の実施		3. 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施	①従業者に対する院内感染対策のための研修は、院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、当該研修を実施する病院等の従業者者の院内感染に対する意識を高め、のであるとで、個々の技能やチームのであるとでの技能やチームのであること。 ②当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的なかの下に行われるものであること。 ③当該病院等全体に共通する院内感染に関する内容について、必要に対する内容に対してのを変更があるに対してのであると。 ③本研修は、病院等全体に共通する院内感染に関するに対して、必要に応内容に対して、必要に応内容に関すること。また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について、記録すること。
4.	感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策		4. 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施	①院内感染の発生状況を把握するため、 当該病院等における感染症の発生動向 の情報を共有することで、院内感染の 発生の予防及びまん延の防止を図るも のであること。 ②重大な院内感染等が発生し、院内のみ での対応が困難な事態が発生した場合 、又は発生したことが疑われる場合に は、地域の専門家等に相談が行われる 体制を確保することが望ましいもので あること。 ③院内感染対策のための指針に即した院 内感染対策マニュアルを整備する等、

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
<b>催</b> 万				その他の院内感染対策の推進のために必要な改善策を図るとともに、それらを定期的に見直すことが望ましいものであること。  ◇アウトブレイクを疑う基準並びに保健所への報告の目安については、「医療機関における院内感染対策について」 (平26.12.19医政地発1219第1号)を参照
5.	専任の院介するのに行う者の配置状況		5. 専任の院内感染対策を行う者を配置すること。 (※特定機能病院の該当項目)	専任の院内感染対策を行う者は、当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に該当するものである必要があること。 ①医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。 ②院内感染対策に関する必要な知識を有していること。 〈「専任の院内感染対策を行う者」は、就業規則における通常の勤務時間の少なくとも半分以上の時間を院内感染対策薬務に従事していること。(H15. 11. 5事務連絡)

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
2-12	診療用放射線に 係る安全管理体 制の確保	則1の11.2.3 の2	診療用放射線に係る安全管理体制 が確保されているか。	
1.	診療用放射線に係る安全管理のための責任者の配置		1. 診療用放射線に係る安全管理のための責任者の配置	病院等の管理者は、医療法施行規則第1 条の11第2項第3号の2柱書きに規定する 責任者(以下「医療放射線安全管理責任者」という。)を配置すること。 医療放射線安全責任者は、診療用放射線 の安全管理に関する十分な知識を有する常 勤職員であって、原則として医師及び歯科 医師のいずれかの資格を有していること。 ただし、病院等にける常勤の医師又は歯 科医師が放射線診療における正当化を、常 勤の診療放射線技師が放射線診療における 最適化を担保し、当該医師又は歯科医師が 当該診療放射線技師に対して適切な指示を 行う体制を確保している場合に限り、当該 病院等について診療放射線技師を責任者と しても差し支えないこと。
2.	診療用放射線の安全利用の策定の指針の策定		2. 診療用放射線の安全利用のための指針の策定	◇診療放射線の安全医療のための指針の策定については、「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」(令元.10.3医政地発1003第5号)を参照  医療放射線安全管理責任者は、医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2イの規定に基づき、次い掲げる事項を文書化した指針を策定すること。  (1)診療用放射線の安全利用に関する基本的考え方  (2)放射線診療に従事する者に対する診療放射線の安全利用のための研修に関する基本的方針  (3)診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
				<ul><li>(4) 放射線の過剰被ばくその他放射線診療に関する事例発生時の対応に関する基本方針</li><li>(5) 医療従事者と患者間の情報共有に関する基本方針(患者等に対する当該方針の閲覧に関する事項を含む)</li></ul>
3.	放射線診療に従す場合を受けるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		3. 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施	医療放射線安全管理責任者は、医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2章 放射線安全管理責任者は、医療、診療が見足に基づき、医療が射線診療の最適化に付ります。 大に関連 では の の の の の の の の の の の の の の の の の の
4.	放射線を変数は現象を変数があるとのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		4. 放射線診療を受ける者の当該 放射線による被ばく線量の管 理及び記録その他の診療放射 線の安全利用を目的とした改 善のための方策の実施	医療法施行規則第1条の11第2項第3 号の2ハに規定する放射線診療を受け る者の当該放射線被ばく線量の管理及 び記録その他の診療用放射線の安全利 用を目的とした改善のための方策とし て、医療放射線安全管理責任者は次に 掲げる事項を行うこと。 (1)線量管理について ア 次に掲げる放射線診療に用いる医 療機器等(以下「管理・記録対象

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
(金)				医療機器等」という。)については放射線診療を受ける者の医療被という。)については放射線診療を受ける者の医療被という。というなどにより、管理・というなどに鑑み、管理・当なった。ででは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないで、大きなでは、大きないる。というないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、大きないる。と、いきないる。と、いきないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。と、いきないる。というないる。というないる。というないないる。というないる。というないる。というないないる。というないないる。というないないる。というないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
				ウ 放射線診療を受ける者の医療被ば くの線量管理の方法は、関係学会等 の策定したガイドライン等の変更時 、管理・記録対象医療機器等の新規 導入時、買換え時、放射線診療の検 査手順の変更時等に合わせて必要に 応じて見直すこと。 ※線量管理の実施に係る記録について
				は、日付、方法、結果、実施者等を 記録したものを確認すること。 (ガイドライン) (2)線量記録について ア 管理・記録対象医療機器等を用いた 診療に当たっては、当該診療を受け

る者の医療被ばくによる線量を記録 すること。 ※線量記録の実施に係る記録について は、出力形式や出力線量等の記録を 確認すること。 (ガイドライン) イ 医療被ばくの線量記録は、関係学会 等の策定したガイドライン等を参考 に、診療を受ける者の被ばく線量を 適正に検証できる様式を用いて行う こと。なお、医師法(昭和23年法律 第201号) 第24条に規定する診療録、 診療放射線技師法(昭和26年法律第 226号) 第28条に規定する照射録又は 新規則第20条第10号に規定するエッ クス線写真若しくは第30条の23第2項 に規定する診療用放射線同位元素若 しくは陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素の使用の帳簿等において、 当該放射線診療を受けた者が特定で きる形で被ばく線量を記録している 場合は、それらを線量記録とするこ とができること。 (3) その他の放射線診療機器等におけ る線量管理及び線量記録について 管理・記録対象医療機器等以外の放 射線診療機器等であって、人体に照 射又は投与するものについても、必 要に応じて当該放射線診療機器等に よる診療を受ける者の医療被ばくの 線量管理及び線量記録を行うことが 望ましいこと。 (4) 診療用放射線に関する情報等の収 集と報告 医療放射線安全管理責任者は、行政 機関、学術誌等から診療用放射線に 関する情報を広く収集するとともに 、得られた情報のうち必要なものは 、放射線診療に従事する者に周知徹 底を図り、必要に応じて病院等の管 理者への報告等を行うこと。

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
2-13	医薬品に係る安 全管理のための 体制確保 医薬品の安全使 用のための責任 者(医薬品安全 管理責任者)の 配置状況	法6の12 法15.1 法17 則1の11.2.2	医薬品に係る安全管理のための 体制の確保に係る措置 1. 医薬品の使用に係る安全な管理 のための責任者(医薬品安全管 理責任者)を配置していること 。	<ul> <li>・医薬品安全管理責任者を配置すること。 ただし、病院においては管理者との兼務 は不可とすること。</li> <li>・医薬品安全管理責任者は、医薬品に関する十分な知識を有する常勤職員であり、 医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産 所の場合に限る)、看護師又は歯科衛生 士(主として歯科医業を行う診療所に限る。)のいずれかの資格を有していること。</li> </ul>
2.	従業者に対する 医薬品の安全使 用のための研修 の実施		2. 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施	従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の内容については、具体的には次に掲げる事項が考えられること。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。 医薬品の有効性・安全性に関する情報、管理・使用方法に関する事項 ② 医薬品の安全使用のための業務に関する事項 ③ 医薬品による副作用等が発生した場合の対応(施設内での報告、行政機関への報告等)に関する事項 ④医療安全、医薬品に関する事功防止対策、特に安全管理が必要な医薬品(要注意薬)に関する事項
3.	医薬品の安全を発出のための手のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個		3. 医薬品の安全使用のための業務 に関する手順書の作成及び当該 手順書に基づく業務の実施(従 業者による当該業務の実施の徹 底のための措置を含む。)	・医薬品の安全使用のための業務に関する 手順書(以下「医薬品業務手順書」という 。)については、医薬品の取扱いに係る業務の手順を文書化したものであること。 ・病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所における医薬品業務手順書の作成又は変更は、安全管理委員会において協議した上で行うこと。・医薬品業務手順書には、病院等の規模や特徴に応じて、次に掲げる事項を含むものであること。 ① 病院等で用いる医薬品の採用・購入に関する事項(未承認新規医薬品等を採用・購入するに当たっては、当該未承認新規医薬品等の使用の妥当性について、関係学会のガイドライン等の科学的知見を確認するとともに、関係学会のガイドライン等に記載がなく、科学的根拠が確立していない未承認

項目番号	項目	根拠法令等	摘 要	備考
<b>(</b>				新規医薬品等の使用に当たっては、その 有効性・安全性の検証を十分に行うこと を含む。) ② 医薬品の管理に関する事項 (例=医薬品の管理に関する事項 (例=医薬品の管理に関する事項 (例=医薬品の管理に関する事項 (例=等法(の表) の の の の の の の の の の の の の の の の の の

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
				◇病院等における医薬品業務手順書の策定については、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルの改訂について」(平成30年12月28日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生局総務課事務連絡)を参照・生活衛生の類似性に注意を要する医療事故防止対策については、「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について(注意喚起)」(平成20.12.4医政発第1204001号・薬食発第1204001号)を参照
4.	医薬品安全管理 責任者による前 記3.の業務の定 期的な確認の実 施		4. 医薬品安全管理責任者により、 前記3. の業務の定期的な確認が 実施されていること。	※総務省からの医療安全対策に関する勧告 事項(平成25年8月30日公表)
5	医用とのの情地全しののなというでは、こののは、このの情報の使た方のの未品での集品目ののは、このの集品目ののは、こののは、こののは、こののは、こののは、こののでは、こののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、このののでは、このののでは、こののののでは、こののでは、このののでは、こののでは、こののでは、こののでは、こののでは、こののでは、こののでは、こののでは、こののでは、このでは、こ		5. 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用 (以下、「未承認等の医薬品の使用の情報をのした。)の情報をのした改善を全使用を目的とした改善を全使用を目的とした改善を全使用を目的とした改善を変換器等法第14条第1項以は同法第19条の2第1項の承認を受けていないものの使用 (2)医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けていないものを使用 (2)医薬品医療機器等法第14条第1項で表別条の2第5項に)当該第19条の2第5項に)当該平式を受けて係る用法、用する場合を含まれて、同項、対象の2第5項に)当該平式のでのでは、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5では、対象の2第5を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	・医薬品安全管理責任者に対して、当該医療機関における未承認等のに、の医薬品の医薬のの医薬の情報ののと薬品のの医薬の情報のの医薬ののののののののののののののののののののののののののののの

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
				・医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策については、「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について(注意喚起)」(平成20.12.4医政発第1204001号・薬食発第1204001号)を参照・医薬品の適正な使用を確保するための情報の収集に際しては、「「PMDAメディナビ」の利用の促進について(お願い)」(平成23.7.29薬食安発0729第1号)を踏まえ、PMDAメディナビを積極的に活用されたいこと。
2-14	医療機器に係る 安全管理のため の体制確保	法6の12 法15.1 法17 則1の11.2.3	医療機器に係る安全管理のため の体制の確保に係る措置	(当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用されている医療機器も含まれる。)
1.	医療機器の安全 使用のための責 任者(医療機器 安全管理責任者) の配置状況		1. 医療機器の安全使用のための 責任者の配置	<ul> <li>・医療機器安全管理責任者を配置すること。 ただし、病院においては管理者との兼務は 不可とすること。</li> <li>・医療機器安全管理責任者は、医療機器に関する十分な知識を有する常勤職員であり、 医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所の場合に限る)、看護師、歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る)、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。</li> </ul>
2.	従業者に対する 医療機器の安全 使用のための研 修の実施		2. 従業者に対する医療機器の安全 使用のための研修の実施	・医療機器安全管理責任者は、以下に掲げる 従業者に対する医療機器の安全使用のため の研修を行うこと。  ①新しい医療機器の導入時の研修 病院等において使用した経験のない新 しい医療機器を導入する際には、当該医 療機器を使用する予定の者に対する研修 を行い、その実施内容について記録する こと。  ②特定機能病院における定期研修 特定機能病院においては、特に安全使用に 際しての技術の習熟が必要と考えられる医 療機器に関しての研修を定期的に行い、そ の実施内容について記録すること。

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
				研修の内容については、次に掲げる事項とすること。なお、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。また、上記①、②以外の研修については必要に応じて開催すること。ア 医療機器の有効性・安全性に関する事項イ 医療機器の保守点検に関する事項ウ 医療機器の保守点検に関する事項エ 医療機器の不具合等が発生した場合の対応(施設内での報告、行政機関への報告等)に関する事項オ 医療機器の使用に関して特に法令上遵守すべき事項
3.	医療機器の保守に、大きなのでは、またないでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、		3. 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施(従業者による当該保守点検の適切な実施の徹底のための措置を含む。)	医療機器安全管理責任者は、医療機器の特性等にかんがみ、保守点検が必要と考えられる医療機器については保守点検計画の策定等を行うこと。 ①保守点検計画の策定 ア保守点検に関する計画の策定に当たっては、医薬品医療機器等法の規定に当たっては、医薬品医療機器等法の規定に基検に関する事項を参照すること。また、必者に近て情報提供を求めること。イ保守点検の適切な実施の微底のための措置を含む。)ア保守点検の適切な実施の徹底のための措置を含む。)ア保守点検の実施状況、使用状況、修理状況、購入年等を把握し、医療公主と。イ保守点検の実施状況、使用に関すること。イ保守点検の実施状況等を評価し、医療との観点から、必要に応じて安全面に十分配慮した医療機器の採用に関する助言を行うこと。ウ医療機器の保守点検を外部に委託する場合も、法第15条の2に規定する基準を遵守すること。かまなお、外部に委託する場合を保守点検の実施状況等の記録を保存すること。

- 4. 医療機器の安全使用のために必要となる次に掲げる使用の情報 その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
- (1)医薬品医療機器等法第 2 条第 4項に規定する医療機器であっ て、同法第23条の 2 の 5 第 1 項 若しくは第23条の 2 の17第 1 項 の承認若しくは同法第23条の 2 の23第 1 項の認証を受けていな いもの又は同法第23条の 2 の12 第 1 項の規定による届出が行わ れていないものの使用
- (2)医薬品医療機器等法第23条の 2の5第1項若しくは第23条の 2の17第1項の承認(同法第23 条の2の5第11項(同法第23条 の2の17第5項において準用す る場合を含む。) の変更の承認 を含む。) 若しくは同法第23条 の2の23第1項の認証(同条第 6項の変更の認証を含む。)を 受けている医療機器又は同法第 23条の2の12第1項の規定によ る届出(同条第2項の規定によ る変更の届出を含む。) が行わ れている医療機器の使用(当該 承認、認証又は届出に係る使用 方法、効果又は効能(以下「使 用方法等」という。)と異なる 使用方法等で用いる場合に限り 、(3)に該当する場合を除く。
- (3)禁忌又は禁止に該当する医療機器の使用

- ・未承認等の医療機器の使用(未承認・未認 証・未届の医療機器の使用、適用外使用、 禁忌・禁止での使用)の情報その他の情報 の収集その他の医療機器の安全使用を目的 とした改善のための方策の実施については 、次の要件を満たすものとすること。
  - ①添付文書等の管理

医療機器安全管理責任者は、医療機器の 添付文書、取扱説明書等の医療機器の安 全使用・保守点検等に関する情報を整理 し、その管理を行うこと。

- ②医療機器に係る安全情報等の収集医療機器安全管理責任者は、医療機器の不具合情報や安全性情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集するとともに、得られた情報を当該医療機器に携わる者に対して適切に提供すること。
- ③病院等の管理者への報告

医療機器安全管理責任者は、管理している医療機器の不具合や健康被害等に関する内外の情報収集に努めるとともに、当該病院等の管理者への報告等を行うこと

0

・情報の収集等に当たっては、医薬品医療機 器等法において、① 製造販売業者等が行う 医療機器の適正な使用のために必要な情報 の収集に対して病院等が協力するよう努め る必要があること等 (医薬品医療機器等法 第68条の2第2項及び第3項)、② 病院若 しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師 、薬剤師その他の医薬関係者は、医療機器 について、当該品目の副作用等の発生を知 った場合において、保健衛生上の危害の発 生又は拡大を防止するため必要があると認 めるときは、厚生労働大臣に対して副作用 等を報告することが義務付けられているこ と(医薬品医療機器等法第68条の10第2項 ) に留意する必要があることに加え、当該 医療機関で事前に使用したことのない未承 認・未認証の高度管理医療機器を採用・購 入するに当たっては、当該医療機器の使用 の妥当性について、関係学会のガイドライ ン等の科学的知見を確認するとともに、関 係学会のガイドライン等に記載がなく、科 学的根拠が確立していない未承認・未認証 の高度管理医療機器の使用に当たっては、 その有効性・安全性の検証を十分に行うこ

			と。 令管理者の医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(平成30.6.12医政地発第0612第1号・医政研発0612第1号)を参照
			◇医療機器の安全確保等のため、医療機器事業者が医療現場に立ち入る際の留意事項については、「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準について」(平成18.11.10医政経発第1110001号)を参照
			◇医療機器の安全使用のために必要となる未 承認等の医療機器の使用の情報その他の情 報の収集その他の医療機器の安全使用を目 的とした改善のための方策については、「 医薬品の販売名の類似性等による医療事故 防止対策の強化・徹底について(注意喚起 )」(平成20.12.4医政発第1204001号・薬 食発第1204001号)を参照
			◇医療機関の適正な使用を確保するための情報の収集に際しては、「「PMDAメディナビ」の利用の促進について(お願い)」(平成23.7.29薬食安発0729第1号)を踏まえ、PMDAメディナビを積極的に活用されたいこと。
2-15	ドクターヘリの 運航に係る安全 の確保	※ドクターへリ基地病院であり、 かつ「離着陸の許可を受けていない場所に離着陸を行う運航であって、消防機関等の依頼又は 通報に基づかない運航(以下「 当該運航」という。)」を行う 病院の該当項目。	・運航要領に定める関係者間の連携や安全確保のために必要な事項として、次に掲げる内容が含まれること。 ① 自ら入手した情報又は消防機関等以外の依頼若しくは通報により出動する場合におけるルールに関する事項 ② 依頼又は通報の主体との連携に関する事項
1.	ドクターヘリの 運航に係る要領 の策定	1. ドクターヘリの当該運航に係る要領(以下「運航要領」という。)を策定すること。	<ul><li>③ 離着陸場所が満たすべき要件に関する事項</li><li>④ 離着陸場所において実施する安全確保のための取組に関する事項</li></ul>
		(※運航要領の策定主体は、自治体等の関係諸機関で構成される「運航調整委員会」であるが、その構成員としてドクターヘリ基地病院が含まれる。)	⑤ 個々の状況を考慮した安全確保のために必要な事項 ⑥ 乗務員等及び想定される消防機関以外の依頼又は通報の主体に対する安全確保のための教育に関する事項 ⑦ 安全確認とその判断に関する事項
1		57	•

				8 その他着陸における安全確保のために必要 たまる
				な事項
2.	運航要領に定められた事項の遵守		2. ドクターヘリの当該運航にあたり、運航要領に定められた事項が遵守されていること。特に、当該運航を行った場合、運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならないことに留意する。	◇「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターへリの運航について(通知)」 (平成25.11.29医政指発1129第1号)を参照
2-16	高技規いすの	法15.1 法17	ってその実施により患者の死亡そ の他の重大な影響が想定されるも のをいう。)又は未承認新規医薬	この措置については、高難度新規医療技術 又は未承認新規医薬品等を用いた医療の提 供を行うことにより、患者への重大な影響 が想定されることから、医療法施行規則第9 条の20の2第1項第7号又は第8号を参考に し、各病院の実情を踏まえた上で、可能な
			58	

	T		
2-17	特定機能病院における安全管理等の体制	(※特定機能病院の該当項目)	※平28年医療法施行規則の一部改正に基づく事項。 ※地方厚生(支)局と連携して確認。
1.	医療を受ける者 に対する説明に 関する責任者の 配置状況	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における医療を受ける者に対する説明に関する責任者の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部改正))を参照
2.	診療録等の管理 に関する責任者 の選任状況	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における診療録等の管理に 関する責任者の基準は、「医療法の一部 を改正する法律の一部の施行について」 (平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部 改正))を参照
3.	高難度新規医療 技術を提供する に当たっての措 置状況	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に講ずる措置は、「医療法施行規則第9条の20の2第1項第7号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準について」(平28,6.10 医政発0610第21号)を参照
4.	未承認新規医薬 品等を用いた医療を提供するに 当たっての措置 状況	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に講ずる措置は、「医療法施行規則第9条の20の2第1項第8号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準について」(平28,6.10医政発0610第24号)を参照
5.	監査委員会の設置状況	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における監査委員会の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部改正))を参照
6.	入院患者が死亡 した場合等の医 療安全管理部門 への報告状況	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における医療安全管理部門への報告の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部改正))を参照

	1	Т		
7.	他の特定機能病院の管理者と連携した相互立入り及び技術的助言の実施状況		(※特定機能病院の該当項	原目) ◇特定機能病院における相互立入り及び技術的助言の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部改正))を参照
8.	医療安全管理の 適正な実施に疑 義が生じた場合 等の情報提供を 受け付けるため の窓口の状況		(※特定機能病院の該当項	① (国目) ○特定機能病院における情報提供受け付けの基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部改正))を参照
9.	管理者のための研修の実施状況		(※特定機能病院の該当項	○特定機能病院における管理者のための研修の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5,2.15健政発第98号(平30.5.30一部改正))を参照

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
2-18	務の適正な実	法15の2 則9の7 則9の7の 2 則9の7の 3	病院、診療所又は助産所において検体検査の業務を行う場合に、検体検査の業務の適正な実施に必要な基準への適合させること。	病院又は診療所が、他の医療機関から検体 検査の業務を受託して実施している場合は 、「病院又は診療所間において検体検査の 業務を委託及び受託する場合の留意点につ いて」(平成30年11月29日付け医政総発 1129第1号・医政地発1129第1号厚生労働 省医政局総務課長・地域医療計画課長連名 通知)も参照し、検体検査の業務の受託が 適切に行われるよう、必要に応じて指導を 行うこと。
1.	検体検でである。		1. 検体を含めているのでは、はいいではいいで	

項目	項目	根拠法令等	摘要	備考
番号 2.	場とは、受けるのでは、自然のでは、自	似拠仏节等	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	演伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は、検体検査の精度の確保に係る責任者と兼任して差し支えない。 遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者の例については、「医療法等の一部を改正する律施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平30.8.10医政発0810第1号)第2.1(2)イを参照すること。
3.	標準作業書の常備及び検体検査の業務の従事者への周知		3. 次に掲げる標準作業書を常備し、検査業務の従事者に周知していること。ただし、血清分離のみを行う病院等準作といては、口に掲げる標準は関する事項以外の事項を、血清分離に関する標準作業書で血清分離に関する事では、いて血清分離に関する事では、いて血清分離に関する事項を表することを要しない。  イ 検査機器保守管理標準作業書 ロ 測定標準作業書	検査機器保守管理標準作業書については、 医療機器の添付文書、取扱説明書等をもって検査機器保守管理標準作業書とすることも認められること。 各作業書については、作業の内容に応じて整理統合して差し支えないこと。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
4.	作業日誌の作成		4. 次に掲げる作業日誌が作成されていること。ただし、血清分離のみを行う病院等にあっては口に掲げる作業日誌に取りかの事項を、血清分離に関する事では口に掲げる作業日誌において血清分離に関する事項を記載することを要しない。 イ 検査機器保守管理作業日誌 ロ 測定作業日誌	検査機器保守管理作業日誌や測定作業日誌に記入すべき事項として考えられるものについては、「医療法等の一部を改正する律施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平30.8.10医政発0810第1号)第2.1(3)イを参照すること。 いずれの作業日誌も記録の頻度としては、検体検査を実施した都度又は週~月単位が望ましいこと。 各作業日誌については、作業の内容に応じて整理統合して差し支えないこと
5.	台帳の作成		5. 次に掲げる台帳が作成されていること。ただし、血清分離のみを行う病院等にあつない。、作成することを要しない場で、作成することを要いた場合に以下のは、内部精度管理又は外部精度管理と外部特合に限られる。 イ 試薬管理台帳の外部精度管理台帳の外部精度管理台帳の外部精度管理台帳の外部精度管理台帳の外部精度管理台帳	試薬管理台帳、統計学的精度管理台帳及び 外部精度管理台帳に記入すべき事項につい ては、「医療法等の一部を改正する律施行 に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する 省令の施行について」(平30.8.10医政発 0810第1号)第2.1(3)ウを参照すること 。 各台帳については、作業の内容に応じて整 理統合して差し支えないこと。
6.	検体検査の精度管理のための体制の整備		6.病院等における検査業務(遺 伝子関連・染色体検査に係る ものを除く。)について、以 下に掲げる事項を行うよう努 めること。 イ 内部精度管理 ロ 外部精度管理調査の受検 ハ 検査業務の実施	内部精度管理の実施に努める上で留意すべき事項は以下のとおりである。 ・ 日々の検査・測定作業の開始に当たっては、機器及び試薬に必要な較正が行われていること ・ 定期的に当該病院等の管理試料等の同一検体を繰り返し検査した時の結果のばらつきの度合いを記録及び確認し検査結果の精度を確保する体制が整備されていること 検査業務の従事者に対する研修の実施に努める上では、研修は検体検査の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含むものであること。 ・ 各標準作業書の記載事項 ・ 患者の秘密の保持

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
7.	遺伝子関連・染色体検査の精度管理のための体制の整備		7. 遺伝子関連・染色体検査のは、 務を行う病院等におすにる。 連・染色体検査におります。 連・とのでは、とのでは、 をできまれているのでは、 では、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	病院等が遺伝子関連・染色体検査を行う場合、その行う検査項目ごとに内部精度管理を実施すること。なお、内部精度管理を実施する上で留意すべき事項は以下のとおり。 ・ 日々の検査・測定作業の開始に当たっては、機器及び試薬に必要な較正が行われていること ・ 定期的に当該病院等の管理試料等の同一検体を繰り返し検査した時の結果のばらの度を記録及び確認し検査結果の精度を確保する体制が整備されていること 検査業務の従事者に対する研修を実施する上では、研修は検体検査の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含むものであること。 ・ 各標準作業書の記載事項 ・ 患者の秘密の保持
3 3-1	<b>帳票・記録</b> 診療録の管理、 保存	法15.1 法25	適切に作成された診療録が適切に管理、保存されていること。	(参考1) 診療録の記載事項については医師法第24条 第1項及び同法施行規則第23条により ①診療を受けた者の住所・氏名・性別 及び年齢 ②病名及び主要症状 ③治療方法(処方及び処置) ④診療の年月日 と規定されている。 (参考2) 診療録は医師法第24条第2項により5年間これを保存することと規定されている。
3-2	助産録の管理、 保存	法15.1 法25	※助産師がその業務に従事している病院 適切に作成された助産録が適切 に管理、保存されていること。	(参考1) 助産録の記載事項については保健師助産師 看護師法第42条第1項及び同法施行規則第34 条により ①妊産婦の住所、氏名、年齢及び職業 ②分娩回数及び生死産別 ③妊産婦の既往疾患の有無及びその経過 ④今回妊婦の経過、所見及び保健指導の 要領

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備  考
				⑤妊娠中医師による健康診断受診の有無(結核、性病に関する検査を含む。) ⑥分娩の場所及び年月日時分 ⑦分娩の経過及び処置 ⑧分娩異常の有無、経過及び処置 ⑨児の数及び性別、生死別 ⑩児及び胎児附属物の所見 ⑪産じょくの経過及びじょく婦、新生児の 保健指導の要領 ⑫産後の医師による健康診断の有無と規定 されている。
				(参考2) 助産録は保健師助産師看護師法第42条第2 項により5年間これを保存することとと規定 されている。
3-3	診療に関する諸記録の整理保管	法21.1.9 則20.1.10	①過去2年間の診療に関する諸記録が適正に整理保管されていること。	診療に関する諸記録 ア 病院日誌(病院の経営管理に関する総合的特記事項の日誌) イ 各科診療日誌(各科別の診療管理上の総括話) ウ 各科診療日誌並びに看護に関する記録日誌) ウ 処方せん(患者の氏名、年齢、薬用期間を選別である。

項目番号	項	目	根拠法令等	摘  要	備  考
番号		П	法22.2 則22の5.2	②地域医療支援病院として都道 府県知事の承認を受けている 場合は、過去2年間の診療に 関する諸記録が適正に整理保 管されていること。	明を行うこと。) 診療に関する諸記録 ア 病院日誌 イ 各科診療日誌 ウ 処方せん エ 手術記録 オ 看護記録 カ 検査所見記録 キ エックス線写真 ク 紹介状 ケ 退院した患者に係る入院期間中の診療経 過の要約
			法22.3 則22の5.3	③地域医療支援病院として都道 府県知事の承認を受けている 場合は、過去2年間の病院の 管理及び運営に関する諸記録 が適正に整理保管されている こと。	コ 入院診療計画書 病院の管理及び運営に関する諸記録 ア 共同利用の実績 イ 救急医療の提供の実績 ウ 地域の医療従事者の資質の向上を図る ための研修の実施 エ 閲覧実績 オ 紹介患者に対する医療提供の実績 カ 他の病院又は診療所に対する患者紹介 の実績
			法22の2.3 則22の3.2	④特定機能病院として厚生労働大 臣の承認を受けている場合は、 過去2年間の診療に関する諸記 録が適正に整理保管されている こと。	診療に関する諸記録 ア 病院日誌 イ 各科診療日誌 ウ 処方せん エ 手術記録 オ 看護記録 カ 検査所見記録 キ エックス線写真 ク 紹介状 ケ 退院した患者に係る入院期間中の診療経 過の要約 コ 入院診療計画書
			法22の2.4 則22の3.3	⑤特定機能病院として厚生労働大 臣の承認を受けている場合は、 過去2年間の病院の管理及び運 営に関する諸記録が適正に整理 保管されていること。	病院の管理及び運営に関する諸記録 ア 従業者数を明らかにする帳簿 イ 高度の医療の提供の実積 ウ 高度の医療技術の開発及び評価の実績 エ 高度の医療の研修の実積 オ 閲覧実績

項目番号	項目	根拠法令等	摘 要	備考
		法22の3.3 則22の7.2	⑥臨床研究中核病院として厚生 労働大臣の承認を受けている 場合は、過去2年間の診療及 び臨床研究に関する諸記録が 適正に整理保管されているこ と。	診療及び臨床研究に関する諸記録 ア 病院日誌 イ 各科診療日誌 ウ 処方せん エ 手術記録 オ 看護記録 カ 検査所見記録 キ エックス線写真 ク 研究対象者に対する医薬品等の投与及び 診療により得られたデータその他の記録
		法22の3.4	⑦臨床研究中核病院として厚生 労働大臣の承認を受けている 場合は、過去2年間の病院の 管理及び運営に関する諸記録 が適正に整理保管されている こと。	病院の管理及び運営に関する諸記録 ア 従業者数を明らかにする帳簿 イ 特定臨床研究の計画の立案及び実施の実績 ウ 他の病院又は診療所と協同して特定臨床研究の実施する場合にあっては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たした実績 エ 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行った実績オ 特定臨床研究に関する研修の実績  ◇診療録等の電子媒体による保存等について
3- 4	エックス線装置 等に関する記録	則30の21 則30の22 則30の23.1 則30の23.2	※エックス線装置等を有する病院	は、「民間事業者等が行う書面の保存等に おける情報通信の技術の利用に関する法律 等の施行等について」(平成28.3.31医政 発0331第30号・薬生発0331第10号・保発 0331第26号・政社発第0331第1号)参照

項目番号	項目	根拠法令等	摘要		備考	
1.	装置及び器具 使用時間の記		1.装置又は器具の1週間当たりの延べ使用時間をその使用する室	診療室等	装 置 等	所定の 線量率
	及び保存		ごとに帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存していること。(ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ所定の線量率以下になるようしゃへいされている場合は、この限りでない。)	治ス用ク治ス用ス診が半生 用装な線用装る診用・装 用装な診用・装 が発室で が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	治ク以クエ装 診ネ射置診線 診線 診線 照療ス外スツ置 療ル線 療照 療照 療照射用線の線ク 用ギ発 用射 用射用射用射 用射 用射 開射 大装工装工 と 高一生 粒装 放装 放器 かる と 一	40マイ クロベル ト毎 20マロベル ト 60マロシ
2.	装置、器具及 同位元素が 同位元素に 汚染物の記録 び保存	に る	2. 医療法施行規則第30条の23第2 項に規定する診療用放射線照射 装置、診療用放射線照射器具、 診療用放射性同位元素又は陽電 子断層撮影診療用放射性同位元 素の入手、使用及び廃棄並びに 放射性同位元素によって汚染さ れた物の廃棄に関する帳簿の記 載が適正に行われていること。 また、帳簿を1年ごとに閉鎖し 、閉鎖後5年間保存していること。 と。	室  2. 必要な記載事項は、 ②入手、使用無難を表して、 のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	廃棄に係る診 射線照射器具の る放射性同位 、陽電子断層 は放射性同位 種類及びベク 量 名又は廃棄に	の型式及び個元素、診療用 撮影診療用放元素によって レル単位をも 従事した者の
3.	線量当量の測 、記録及び保		3. 放射線障害が発生するおそれがある場所について、所定の方法により診療開始前及び開始後1か月に1回以上放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果に関する記録が5年間保存されていること。	3. 放射線障害が発 (測定場所) ①放射線の量 高エネルギー放 用粒子線照射装 射装置使用室、 室、放射性同位	エックス線診; 射線発生装置 置使用室、診; 診療用放射線!	療室、診療用 使用室、診療 療用放射線照 照射器具使用

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
			(ただし、固定されたエックス 線装置等でしゃへい壁等が一定 のときは6か月に1回以上測定 すること。又、排気口及び排水 口における汚染状況の測定は排 気若しくは排水のつど又は連続 して行うこと。)	診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設、放射線治療病室、管理区域の境界、病院内の人が居住する区域、病院の敷地の境界 ②放射性同位元素による汚染の状況 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を収容する放射線治療病室、排水(気)設備の排水(気)口、排水(気)監視設備のある場所、管理区域の境界
4.	治療用エックス 線装置等の放射 線量の測定保存		4. 治療用エックス線装置、診療用 高エネルギー放射線発生装置、 診療用粒子線照射装置及び診療 用放射線照射装置の放射線量が 6 か月に1回以上線量計で測定 され、その結果に関する記録が 5 年間保存されていること。	◇帳簿の保存等については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(平成28.3.31医政発0331第30号・薬生発0331第10号・保発0331第26号・政社発0331第1号)を参照
3- 5	院内掲示	法14の2. 1 則9の3 則9の4	病院の管理者が見やすい場所に掲示すべき事項 ①管理者の氏名 ②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 ③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間 ④建物の内部に関する案内	・①②③は、病院の入口、受付又は待合所付近の見やすい場所
4	業務委託			
4- 1	検体検査	法15の3. 1 則9の7の4 則9の8	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	業務委託の基準については、医療法施行規則の他、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15健政発第98号)、「病院、診療所の業務委託について」(平5.2.15指第14号)、「衛生検査所指導要領の見直し等について」(平30.10.30医政発1030第3号)及び「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」(平30.11.29医政総発1129第1号・医政地発1129第1号)を参照

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
田力				委託の事実の有無を契約書等により確認し 、また、規則で定める内容を業務案内書、標 準作業書等により確認すること。
4- 2	滅菌消毒	法15の3.2 則9の9	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	
4- 3	食事の提供	法15の3.2 則9の10	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	
4- 4	患者等の搬送	法15の3.2 則9の11	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	
4- 5	医療機器の保守点検	法15の3.2 則9の8の2	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	
4- 6	医療ガスの供給設備の保守点検	法15の3.2 則9の13	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	医療ガスの保守点検指針にしたがって行われていること。 「医療ガスの安全管理について」 (平29.9.6医政発0906第3号参照)
4- 7	洗濯	法15の3.2 則9の14	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	
4- 8	<b>清掃</b>	法15の3.2 則9の15	規則で定める基準に適合するもの に委託していること。	
4- 9	感染性廃棄物の 処理	法20	感染性廃棄物の処理を業者に委託 する場合は適切な業者を選定して 委託するなど、感染性廃棄物が汚 染源とならないよう適切な処理を 行うこと。	(参考) 感染性廃棄物については、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律により別途規制が行われ ていることに留意する。
4-10	医療用放射性汚染物の廃棄	則30の14の2	「医療法施行規則第30条の14の2第 1項の診療用放射性同位元素又は放 射性同位元素によって汚染された 物の廃棄の委託を受ける者を指定 する省令」(平13.9.28厚生労働省 令第202号)により指定されている 者に委託していること。 医療用放射性汚染物の処理を業者 に委託する場合においては、医療 用放射性汚染物が医療機関内の放 射線汚染源とならないよう、廃棄 施設内(保管廃棄設備)において 適切な管理を行うこと。	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によっ て汚染された物を廃棄する場合は、これら以 外の物が混入又は付着しないよう封及び表示

項目	1百 口	扫加汁入炕		/#± →z.
番号	項目	根拠法令等	摘 要 	備考
5 防火	火・防災対策			
		法20 法23	適切な防火体制を整備するにあたり、 1. 防火管理者の資格を有し、その 責務を果たし得る管理的又は監 督的地位にある者を防火管理者 として定めるとともに、これを 所轄の消防署に届け出ていること。 2. 消防法令に即して消防計画を作 成するとともに、これを所轄の 消防署に届け出ていること。	(参考)防火・防災体制については、消防法により別途規制が行われていることに留意する。 【病院、診療所又は助産所における基準】防火管理者は、収容人員が30人以上の施設について配置。 【病院、診療所又は助産所における基準】消防計画は、収容人員が30人以上の施設について作成。
5- 2 消炎		法20 法23	消火訓練及び避難訓練をそれぞれ 年2回以上実施すること。	※避難訓練のうち1回は、夜間・休日を想定 して実施するよう努めることとすること。 【病院、診療所又は助産所における基準】 消火訓練及び避難訓練は、収容人員が30人 以上の施設について年2回以上実施。
5-3 防沙設 (	備	法20 法23 則16.1.15 則16.1.16	防火・消火上必要な設備が整備されていること。	【病院、診療所又は助産所における基準】 1. 消火設備 ・消火器:延べ面積が150㎡以上 ・屋内消火栓:延べ面積が700㎡以上 ・スプリンクラー:病院にあっては、3000㎡以上 ・屋外消火栓:1階及び2階の部分の床面 積の合計が3000㎡以上 2. 警報設備 ・自動火災報知器:延べ面積が300㎡以上(平成27年4月より全ての有床の施設に設置が義務化) ・非常ベル及び自動式サイレン:収容人員が20人以上の施設について設置 ・放送設備:収容人員が300人以上の施設について設置 3. 避難設備 ・避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難に収容人員が20人以上の施設について、2階以上の階又は地階で、いずれか一つの設備を設置 ・誘導灯、誘導標識等:全ての施設について

項目番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
5- 4	点検報告等	法20 法23 則16. 1. 15 則16. 1. 16	適切な防火体制の整備にあたり、 消防・建築関係法令に即して防火 対象物、消防用設備、防火扉の点 検報告等を実施していること。	(参考) 病院、診療所などの特定建築物等のうち特定行政庁が規模等を定めて指定するものの所有者等は、定期に当該建築物について建築士等の資格者に調査させ、特定行政庁に報告しなければならない。 (建築基準法第12条第1項)
5- 5	防災及び危害防止対策	則16. 1. 1	診察の用に供する電気、光線、熱 、蒸気又はガスに関する構造設備 について危害防止上必要な方法を 講じていること。	(参考) 危害防止上必要な方法の例 ①電気を使用する診療用器械器具については 絶縁及びアースについて安全な措置を講ず ること。また、電源プラグに ついては時 々抜いて、トラッキング現 象防止のため の適切な処置を講ずること。 (平25.10.18医政発第17号参照) ②光線を治療に使用する器械器具については 眼球その他に障害を与えぬよう配慮すること。 。 ③熱を使用する器械器具については過熱する こと。④保育器、酸素テント、高圧酸素室 等について定期点検及び使用前点検を行う こと。 ⑤年1回以上漏電防止のための措置が講じら れていること。 (昭57.11.26指第35号参照)
6	放射線管理		※放射線等取扱施設を有する病院	
6- 1	管理区域について適切な措置が とられているか。	則30の16.1	1. 病院内の場所であって外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が所定の線量、濃度又は密度を超えるおそれがある場所を管理区域と設定していること。また、管理区域である旨を示す標識が付されていること。	所定の線量、濃度又は密度 (則第30条の26第3項参照)

項目				
番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
		則30の16.2	2. 管理区域内に人がみだりに立ち 入らないような措置が講じられ ていること。	
6- 2	敷地の境界等 おける防護にいて適切な措 がとられてい か。	つ 置	敷地内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量を所定の線量限度以下にするためのしゃへい等の措置が講じられていること。	所定の線量限度 実効線量が3か月につき250マイクロシーベ ルト
6- 3	放射線等取扱設に患者及び扱者に対する対線障害の防止必要な注意項の掲示がされているか。	取 放 止 事	目につきやすい場所に掲示されていること。	
6- 4	放射線装器と呼流を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	診 則30の8の2 則30の12 断 放 の 室 す	1. エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室及び放射線治療病室等についてその旨を示す標識が付されていること。	
		則30の5~ 則30の8の2	2. 診療用高エネルギー放射線発生 装置使用室、診療用粒子線照射 装置使用室、診療用放射線照射 装置使用室、診療用放射線照射 器具使用室、診療用放射性同位 元素使用室及び陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素使用室に ついては、人が常時出入りする 出入口が1か所となっていること。	
6- 5	使用中の表示 ついて必要な 意事項の掲示 されているか。	注 が 。	1. エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨を表示していること。	
		則30の5	2. 診療用高エネルギー放射線発生	

項目				
番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
		則30の5の2 則30の6	装置使用室及び診療用粒子線照 射装置使用室並びに診療用放射 線照射装置使用室の出入口に放 射線発生時又は照射時に自動的 にその旨を表示する装置が設け られていること。	
6- 6	取扱者の遵守事 項が守られてい るか。	則30の 20.1.1	1. 診療用放射性同位元素使用室、 陽電子断層撮影診療用放射性同 位元素使用室又は廃棄施設にお いては作業衣等を着用して作業 していること。また、作業衣を 着用してみだりにこれらの室又 は施設の外に出ないこと。	
		則30の 20.1.2~3	2. 放射性同位元素により汚染された物をみだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室若しくは管理区域から持ち出さないこと。	2. ①診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室からみだりに持ち出していけない場合(則第30条の26第6項参照) ②管理区域からみだりに持ち出してはいけない場合(則第30条の26第6項参照)
6- 7	放射線診療従事者の被ばく防止について適切な措置がとられているか。	則30の18.1	<ol> <li>被ばくする線量が所定の実効線量限度及び等価線量限度を超えないような措置が講じられていること。</li> <li>眼の水晶体に受ける等価線量が所定の線量限度を超えないような措置が講じられていること。</li> </ol>	1. 実効線量限度 (則第30条の27第1項参照) 2. 等価線量限度 (則第30条の27第2項参照) 3. 実効線量限度及び等価線量限度の測定方法 ①外部被ばく 放射線測定用具(フィルムバッチ等)による測定が原則 位置は胸部(女子は腹部)が原則だが、被ばくする量が最大となるおそれのある人体部位が胸部(女子は腹部)以外の場合は、当該部位もあわせて測定 ②内部被ばく 3月を超えない期間に1回が原則 厚生労働大臣の定める方法 (昭和63年厚生省告示第245号参照) ※経過措置等については、「医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(

項目		Les tra N.L. A. Anton		111. 11
番号	項目	根拠法令等	摘  要	備考
6- 8	患者の被ばく防 止について適切 な措置がとられ ているか。	則30の19	放射線により、治療を受けている患者以外の入院患者が所定の 実効線量を超えて被ばくしないようなしゃへい等の措置が講じ られていること	所定の線量限度 実効線量が3か月間につき1.3ミリシーベ ルト
6- 9		則30の 20. 2. 2		
6-10	放射線装置・器 具・機器の使用 または放射性同 位元素の使用・ 貯蔵・運搬・認め られた施設設備 で使用、貯蔵、で使用、 上で使用、 上で使用、 がで使用、 がで使用、 がででででする。 でででする。	則30の14		・認められた使用室以外の使用については規則を参照。
6-11	診療用放射線照 射器具、診療用 放射性同位元素 及び陽電子断層 撮影診療用放射 性同位元素の管 理が適切に行わ れているか。	則30の7 則30の24	1. 診療用放射線照射器具の紛失防止について適切な措置が取られていること。 2. 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用廃止後の措置について適切な措置がとられていること	
6-12	放射線装置に所 定の障害防止の 方法が講じられ ているか。	則30 則30の2 則30の2の2 則30の3 則30の7の2	エックス線装置、診療用高エネル ギー放射線発生装置、診療用粒子 線照射装置、診療用放射線照射装 置及び放射性同位元素装備診療機 器について所定の障害防止の方法 が講じられていること。	

75 D				
項目 番号	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
6-13	必要な施設に閉鎖のための設備または器具を設けているか。	則30の9	1. 放射性同位元素装備診療機器使用室、貯蔵施設、保管廃棄設備の外部に通ずる部分に閉鎖のための設備または器具を設けていること。 2. 排液処理槽の上部開口部の周囲	
			に人がみだりに立ち入らないよ う柵等で区画され、その出入口 に鍵そのほか閉鎖のための設備 又は器具が設けられていること	
6-14		則30の8~ 則30の8の2	1. 出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。  2. 準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは排気設備に連結されていること。また、洗浄設備を設けること。	
6-15	貯蔵箱等の貯蔵 容器、運搬容器 及び保管廃棄容 器について所定 の障害防止の方 法がとられ、適 切に管理されて いるか。	則30の9 則30の10 則30の11 則30の9.8ロ 則30の9.8ハ	1. 貯蔵及び運搬時に1メートルの 距離における実効線量率が100 マイクロシーベルト毎時以下に なるようにしゃへいされている こと。 2. 貯蔵容器、運搬容器について、 空気を汚染するおそれのある場 合は気密構造となっていること 。また、液体状の場合はこぼれ に くい構造で液体の浸透しに くい材料でできていること。	
		則30の9.8ニ	3. 貯蔵容器、運搬容器または保管廃棄容器を示す標識が付されていること。	
6-16	廃棄施設につい て所定の障害防 止の方法がとら	則30の 11.1.2のハ	1. 排水設備において排液流出の調整装置が設けられていること。	
	れ、適切に管理されているか。	則30の 11.1.3のニ	2. 排気設備において放射性同位元素によって汚染された空気のひろがりを急速に防止することの	

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
			できる装置が設けられているこ と。	
6-17	通報連絡網が整備されているか。	則30の25	事故発生に伴う連絡網並びに通報 先等を記載した、通報基準や通報 体制を予め定めていること。	
6-18	移動型エックス 線装置は適正に 保管されている か。	則30の14	移動型エックス線装置に鍵のかか る保管場所又は鍵をかけて、移動 させられないようないずれかの措 置を講じていること。	
6-19	陽電子断層撮影 診療用放射性同 位元素を使用で きる体制が確保 されているか。	則28. 1. 4	1. 放射線障害の防止に関する予防措置を講じていること。	①陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を 修了し、専門の知識及び経験を有 する診 療放射線技師を、陽電子断層撮 影診療に 関する安全管理に専ら従事させること。 ②放射線の防護を含めた安全管理の体制の確 立を目的とした委員会等を設けること。
		則28. 1. 5	2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる医師又は歯科医師を配置していること。	③陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関し、陽電子断層撮影診療を担当する医師又は歯科医師と薬剤師との連携が十分に図られるよう努めることが望ましいこと。陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する者として、以下に掲げるすべての項目に該当する医師又は歯科医師を1名以上配置していること。ア当該病院又は診療所の常勤職員であること。イ陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること。ウ核医学診断の経験を3年以上有していること。エ陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること。

# 1 病室等

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
.= ,~		17 17	区分1~18の構造設備基準については、厚生労働省令の定めるところによること。	W1144
1	病 室 定められた構造 になっているか 。	則16.1.2.2 ~則16.1.5 則16.2 則附則5条	1. 患者定員に見合う床面積を有していること。	①内法による測定で、患者1人につき6.4 ㎡以上となっていること。 ②療養病床に係る一の病室の病床数は、4床 以下となっていること。
				③小児だけを入院させる病室の床面積は、上記の床面積の2/3以上とすることができる。ただし、一の病室の床面積は6.3㎡以下であってはならない。
				(経過措置) ①既存病院建物内の療養病床又は、経過的旧療養型病床群に係る病室以外の病室の床面積は、内法による測定で患者1人を入院させるものにあっては6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあっては、患者1人につき4.3㎡以上となっていること。
				②平成12年3月31日までに療養型病床群に転換したものについては、1人につき6m <sup>2</sup> (建築基準法施行令第2条第1項第3号の算定方法による。)以上となっていること。
			2. 機械換気設備については、結核 病室、感染症病室又は病理細菌 検査室の空気が風道を通じて他 の部分へ流入しないようにする こと。	
2	精神病室 医療及び保護の ために必要な方 法がとられてい るか。	則16. 1. 6	精神病室の設備については、精神 疾患の特性を踏まえた適切な医療 の提供及び患者の保護のために必 要な方法を講じること。	必要な方法の例 (昭44.6.23衛発第431号参照) ①自傷他害のおそれがある者を入院させるための保護室を設置すること。 ②保護室は、採光、換気、通風、冷暖房等の環境条件には特に考慮すること。

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
	Alle lake of the second			③合併症(結核、感染症)病棟は、他としゃ断し、病棟配膳、病棟消毒を行う等の方法により感染を防止すること。
3	結核病室 感染予防のため の必要な方法が とられている か。	則16. 1. 7 則16. 1. 12	・病院の他の部分及び外部に対し て感染予防のためにしゃ断その 他必要な方法を講じていること 。	その他必要な方法 医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、食 器等の消毒設備が設けられていること。
4	感染症病室 感染予防のため の必要な方法が とられている か。	則16.1.7 則16.1.12	・病院の他の部分及び外部に対し て感染予防のためにしゃ断その 他必要な方法を講じていること 。	その他必要な方法 医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、食 器等の消毒設備が設けられていること。
5	放射線治療病室 定められた構造 になっており、 かつ、適正に管 理されているか	則30の 12.1.1 則30の 12.1.2 則30の 12.1.3	※診療用放射線照射装置、診療用 放射線照射器具、診療用放射性 同位元素又は陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素を有する病 院	
	0		1. 画壁等の外側が所定の線量以下 になるようにしゃへいされてい ること。(ただし、画壁等の外側 を人が通行等できない場合を除 く。)	1. 所定の線量限度 実効線量が1週間につき1ミリシーベルト 以下
			2. 放射線治療病室である旨の標識が付されていること。	
			3. 汚染除去のための所定の方法が 講じられていること。(ただし、 診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを収容 する放射線治療病室においては 適用しない。)	3. 汚染除去のための所定の方法 (則第30条の8第6号〜第8号参照)
6		法21.1.2 法21.1.4 則20.1.1 則20.1.4	1. 診療科ごとに専門の診察室を有 していること。(ただし、1人の 医師が同時に2以上の診療科の 診療に当たる場合その他特別な 事情がある場合を除く。)	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			2. 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。(ただし、場合により2以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。)	2. 兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。
7		法21.1.3 則16.1.1 則20.1.2 則20.1.3	※手術室を有すべき病院 外科、整形外科、美容外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院	
			設しじんあいの入らないように し、その内壁全部を不浸透質の もので覆い、適当な暖房及び照 明の設備を有し、清潔な手洗い の設備を附属して有しなければ ならないこと。 2. 起爆性のある麻酔ガスの使用に	1. 不浸透質のもの(陶製タイル、テラゾー、プラスチックなど)床の構造が電導床である場合又は湿度調整の設備を有する場合は必ずしも必要でない。
8	分娩室及び新生 児に必要な施設 が整備されてい るか。	法21. 1. 10	当たっては危害防止上必要な方法を講じること。  ・産婦人科又は産科を有する病院にあっては分娩室及び新生児の入浴施設(沐浴室及び浴槽)を有しており、適正な構造になっていること。	・沐浴室は専用であることが望ましいが、分 娩室等と適宜仕切られるような構造であっ てもよい。
9	臨床検査施設整備され、かつ、 必要な設備が設けられているか。	法21. 1. 5 則16. 1. 15 則16. 1. 16 則20. 1. 5 則20. 1. 6	1. 血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。	1. 検体検査の業務を委託する場合にあっては 、当該検査に係る設備を設けないことがで きる。ただし、休日・夜間や救急時の体制 が確保されていること。 また、生理学的検査を行う場所は原則とし て病院又は診療所等医業の行われる場所に 限定されるものであること。 (H13. 2. 22医政発第125号参照)

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
			2. 火気を使用する場所には防火上 必要な設備が設けられていること。	
1 0	調剤所整備され、かつ	法21. 1. 7 則16. 1. 14	1. 調剤所の採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれていること。	
	、 必要な施設、 設備が設けら れているか。		<ol> <li>2. 冷暗所が設けられていること。</li> <li>3. 調剤に必要な器具を備えている</li> </ol>	
			こと。	
1 1	給食施設 定められた構 造になってお	法20 法21.1.8 則10.1.6 則20.1.8	1. 入院患者のすべてに給食するこ とのできる施設を有しているこ と。	・調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。ただし、再加熱等の作業に必要な設備については設けなければならない
	り、かつ、必要な施設、設備が設けられているか。	則20. 1. 9	2. 床は耐水材料で作られ、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっていること。	。 (H13. 2. 22医政発第125号参照)
	V 27 °		3. 食器の洗浄消毒設備が設けられていること。	
			4. 病毒感染の危険のある患者の用に供した食器について他の患者の食器と別個に消毒する設備となっていること。	
1 2	歯科技工室	則16. 1. 13	※歯科技工室を有する病院	
	必要な設備が 設けられてい るか。		防じん設備及び防火設備が設け られていること。	
1 3	階数及び規模 に応じた建物 の構造	則16.1.2	1.3階以上の階に病室を設けている場合は主要構造部が耐火構造となっていること。	
	定められた基 準に適合して いるか。		2. 放射線治療病室以外は、地階に病室を設けていないこと。	
1 4	階段	則16.1.8 則16.1.9	※第2階以上の階に病室を有する 病院	

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
	定められた基準		1. 患者の使用する屋内直通階段が	
	に適合している		2以上設けられていること。	
	カゝ。		〔ただし、患者の使用するエレ	
			ベーターが設置されているもの	
			又は第2階以上の各階における	
			病室の床面積の合計が、それぞ	
			れ50㎡(主要構造部が耐火構	
			造であるか又は不燃材料で造ら	
			れている建築物にあっては	
			100㎡) 以下のものについて	
			は患者の使用する屋内の直通階	
			段を一とすることができる。〕	
			2. 階段及び踊場の幅は内法1.2	
			m以上、けあげは0.2m以下	
			、踏面は0.24m以上となっ	
			ており、適当な手すりが設けら	
			れていること。	
1 5	避難階段	則16.1.10	※第3階以上の階に病室を有する 病院	
	定められた基準			
	に適合している		避難に支障がないように2以上	
	か。		の避難階段が設けられていること	
			。(ただし、患者の使用する屋内	
			の直通階段を建築基準法施行令第	
			123条第1項に規定する避難階	
			段としての構造とした場合は、そ	
			の数だけ避難階段の数に算入する	
			ことができる。)	
1 6	廊下	則16.1.11	1. 精神病床及び療養病床に係る病	・平成13年3月1日における既存病院建物
			室に隣接する廊下の幅は、内法	内の患者が使用する廊下幅は、内法による計
	定められた基準		による測定で、1.8m以上(	測で1.2m以上(両側に居室のある廊下は
	に適合している		両側に居室のある廊下は2.7	1.6m以上)となっていること。
	カル。		m以上) となっていること。	(平成13年厚生労働省令第8号(以下、
			ただし、大学附属病院(特定機	平成13年改正省令)附則第8条)
			能病院及び精神病床のみを有す	
			る病院を除く。)及び100床	
			以上で内科、外科、産婦人科、	
			眼科及び耳鼻いんこう科(令第	
			3条の2第1項第1号ハ又はニ	
			(2)の規定によりこれらの診	
			療科名と組み合わせた名称を診	
			療科名とする場合を除く。)を	
			含む病院であって、精神病床を	
			有する病院を除く。	

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
			2.1以外の廊下の幅は内法による 測定で、1.8m以上(両側に 居室のある廊下は、2.1m以 上)となっていること。	
1 7	便 所 適正な構造にな っているか。	法20	1. 清潔を保持するものとし、その 構造設備は、衛生上、防火上及 び保安上安全と認められるよう なものでなくてはならない。	便所の構造 採光及び換気のため直接外気に接する 窓を 設けること。(ただし、水洗便所でこれに代 わる設備をしたときはこの限りでない。)
18	機能訓練室定められた基準に適合しているか。	法21. 1. 11 則20. 1. 11 則附則21	1. 療養病床を有する病院にあっては、1以上の機能訓練室は面積40㎡以上(内法)であること。また、必要な機器、器具を備えていること。	1. 既存病院建物内に療養病床又は経過的旧療 養病床群を有する病院については、機能訓 練を行うために十分な広さを有すること。 (則附則第21条参照)
			区分19~23の構造設備基準については、厚生労働省令で定める 基準を参酌し都道府県が条例で定めるところによること。	※参酌すべき基準 地方公共団体が十分参照した結果としてで あれば、地域の実情に応じて、異なる内容を 定めることが許容されるもの。
19	消毒施設 定められた基準 に適合している か。	法21.1.12 法21.3 則16.1.12 則21.1.1 則21.2.1 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】  1. 蒸気、ガス若しくは薬品を用い 又は、その他の方法により入院 患者及び職員の被服、寝具等の 消毒を行うことができるもので あること。	<ol> <li>消毒を行う施設 蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置等</li> <li>繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合 における当該業務に係る設備を除く。</li> </ol>
2 0	洗濯施設 設けられている か。	法21.1.12 法21.3 則21.1.1 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】 1.洗濯施設が設けられていること 。	1. 寝具 布団、毛布、シーツ、枕、包布等 2. 寝具類の洗濯の業務を委託する場合におけ る当該業務に係る設備を除く。
2 1	談話室 定められた基準 に適合している か。	法21.1.12 法21.3 則21.1.2 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】 1. 療養病床を有する病院にあっては、患者同士又は患者とその家族が談話を楽しめる広さとなっていること。(食堂等との共用は可能)	1. 平成12年3月31日までに療養型病床群 に転換したものについては、談話室がなく ても可。 (平成13年改正省令附則第22条)

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
凸刀	7 月	14.1处45.17 守	]	VIII
2 2		法21.1.12 法21.3 則21.1.3 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】 1. 療養病床を有する病院にあっては、療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さとなっていること。	1. 平成12年3月31日までに療養型病床群 に転換したものについては、食堂がなくて も可。 (平成13年改正省令附則第22条)
2 3		法21.1.12 法21.3 則21.1.4 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】 1.療養病床を有する病院にあっては、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていること。	1. 平成12年3月31日までに療養型病 床群に転換したものについては、浴室がな くても可。 (平成13年改正省令附則第22条)

# 2 放射線装置及び同使用室

	【射機装置及い回復 項 目	根拠法令等	摘  要	備考
<u>区分</u> 1	項 目 エックス線装置		<ul><li>摘 要</li><li>※エックス線装置を有すべき病院</li></ul>	備考
1	及び同診療室	則20. 1. 7		
	及U同砂原主	积120.1.7	内科、心療内科、リウマチ科、	
	所定の障害防止		小児科、外科、整形外科、形成	
	の方法等適正な		外科、美容外科、脳神経外科、	
	施設・設備が設			
			呼吸器外科、心臓血管外科、小	
	けられ、かつ、管理されているか		児外科、泌尿器科、リハビリテ	
	理されているか		ーション科及び放射線科の一を	
	0		有する病院又は歯科医業につい	
			ての診療科名のみを診療科名と	
			する病院。	
		則30	1. 防護措置	1. 所定の障害防止の方法
		¥120	エックス線装置に所定の障害防	(則第30条参照)
			止の方法が講じられていること。	(例第30米参照)
			エの方法が通じられていること。	
		則30の4	2. 壁の構造	  2. 所定の線量
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	画壁等は、その外側における実	① 1 m S v / 1 週間
			効線量が所定の線量以下になる	②画壁等
			ようにしゃへいされていること	天井、床及び周囲の画壁をいう。
				(ただし、その外側が、人が通行し、又は
				停在することのない場所である場合を除く
		則30の4	  3. 操作する場所	。)
			エックス線装置を操作する場所	
			は、エックス線診療室と別室にな	
			っていること。(ただし、所定の	
			箱状のしゃへい物を設けたとき、	
			近接撮影を行うとき等の場合で必	
			要な防護物を設けたときは、この	
			限りでない。)	
		則30の4	4. 標識	
			エックス線診療室である旨を示	
			す標識が付されていること。	
			※診療用高エネルギー放射線発生	
			装置を有する病院	
2	診療用高エネル	則30の2	1. 防護措置	1. 当該使用室出入口が開放されているとき、
	ギー放射線発生		診療用高エネルギー放射線発生	放射線の発生を遮断するインターロックを
	装置及び同使用		装置に所定の障害防止の方法が	設けること。(則第30条の2第4号)
	室		講じられていること。	
	ICO A MARKET			
	所定の障害防止			
	の方法等適正な			

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
	施設・設備が設			
	けられ、かつ、管 理されているか 。	則30の5	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実 効線量が所定の線量以下になる ようにしゃへいされているこ と。	<ul> <li>2. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>②画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ul>
			3. 出入口 人が常時出入する出入口が1ヶ 所で、その出入口には放射線発生 時に自動的にその旨を表示する装 置が設けられていること。	
			4. 標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
3	診療用粒子線照 射装置及び同使 用室		※診療用粒子線照射装置を有する 病院	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、管	則30の2の2	1. 防護措置 診療用粒子線照射装置に所定の 障害防止の方法が講じられていること。	1. 当該使用室出入口が開放されているとき、 放射線の照射を遮断するインターロックを 設けること。
	けられ、かつ、管理されているか。	則30の5の2	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実 効線量が所定の線量以下になる ようにしゃへいされているこ と。	<ol> <li>7. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>②画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ol>
			3. 出入口 人が常時出入する出入口が1ヶ 所で、その出入口には放射線照射 時に自動的にその旨を表示する装 置が設けられていること。	
			4. 標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
4	診療用放射線照	TARCIA II T	※診療用放射線照射装置を有する	и <del>н</del> ~9
_	射装置及び同使		病院	
	用室		7,175	
	714	則30の3	  1. 防護措置	  1.所定の障害防止装置が講じられている。但
	所定の障害防止	X100 *> 0	診療用放射線照射装置に所定の	
	の方法等適正な		障害防止の方法が講じられてい	710 710 710 710 710 710 710 710 710 710
	施設・設備が設		ること。	ら遠隔操作によって開閉できるものである
	だられ、かつ、		<i>3</i> ⊂ <i>C</i> ∘	こと。(則第30条の3第3項)
	管理されている			こと。(例分300米の3分3分)
	か。	則30の6	2. 主要構造部等	
	<i>I</i> /J <sup>a</sup> <sub>o</sub>	<b>列30076</b>	2. 主要構造部等 使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。	2. ①主要構造部等(建築基準伝第2米第3号 に規定する主要構造部並びに当該使用室 を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。) ②耐火構造又は不燃材料(建築基準法第2 条第9号に規定する不燃材料をいう。以下 同じ。)
			3. 画壁の構造	3. 所定の線量
			画壁等は、その外側における実	① 1 m S v / 1 週間
			効線量が所定の線量以下になる	②画壁等
			ようにしゃへいされていること	天井、床及び周囲の画壁をいう。 (ただし
				、その外側が、人が通行し、又は停在する
				ことのない場所である場合を除く。)
			4. 出入口 人が常時出入する出入口は、1 ヵ所で、その出入口には放射線 発生時に自動的にその旨を表示 する装置が設けられていること	
			5. 標識	
			使用室である旨を示す標識が付	
			されていること。	
			6. 装置の紛失防止を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。	
5	診療用放射線照 射器具使用室	則30の7	※診療用放射線照射器具を有する 病院	
	71		7P3   PTC	
	所定の障害防止		  1.画壁の構造	   1. 所定の線量
	の方法等適正な		1. 画壁の構造   画壁等は、その外側における実	777
	施設・設備が設		効線量が所定の線量以下になる	
	一胞取・取佣が取 けられ、かつ、		対称里が別たの様里以下になる ようにしゃへいされていること	
	管理されている		よりにしやへいされていること	
			۰	(ただし、その外側が、人が通行し、又は
	か。			停在することのない場所である場合を

区分	項 目	根拠法令等	摘  要	備考
				除く。)
			<ol> <li>出入口 人が常時出入する出入口は、1 ヵ所となっていること。</li> <li>標識 使用室である旨を示す標識が付 されていること。</li> </ol>	
			4. 器具の紛失防止 器具の紛失発見を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ 材の目地等のすき間の少ないも のとされていること。	
6	放射性同位元素 装備診療機器使 用室		※放射性同位元素装備診療機器を 有する病院	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられているか 。	則30の7の2	1. 主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火 構造又は不燃材料を用いた構造 となっていること。 2. 外部に通ずる部分	
			外部に通ずる部分には閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。	
			3. 標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			4. 予防措置 骨塩定量分析装置と輸血用血液 照射装置に関しては、実効線量 が3月間に1. 3ミリシーベル ト以下となるようなしゃへい物 又は間仕切りを設けるなど予防 措置を講じ、管理区域を明確に すること。	
7	診療用放射性同 位元素使用室		※診療用放射性同位元素を有する 病院	

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
	所定の障害防山の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	5	1. 主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火 構造又は不燃材料を用いた構造 となっていること。(ただし、 所定の数量以下の診療用放射性 同位元素を使用する場合は、こ の限りでない。)	1. 所定の線量 (則別表第2参照)
			2. 部屋の区画 準備室と診療室が区画されてい ること。	2. 準備室(診療用放射性同位元素の調剤 等を行う室)
			3. 画壁の構造 画壁等は、その外側における実 効線量が所定の線量以下になるよ うにしゃへいされていること。	3. 所定の線量         ① 1 m S v / 1 週間         ②画壁等         天井、床及び周囲の画壁をいう。         (ただし、その外側が、人が通行し、又は         停在することのない場所である場合を除く。)
			4. 出入口 人が常時出入する出入口は、1 ヶ所となっていること。	• /
			5. 標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			6. 内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、く ぼみ及び仕上材の目地等のすき まの少ない構造となっているこ と。	
			②内部の壁、床等の表面は、平滑 であり気体又は液体が浸透しに くく、かつ、腐食しにくい材料 で仕上げられていること。	
			7. 出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要 な放射線測定器、汚染除去に必 要な器材及び排水設備に連結し た洗浄設備並びに更衣設備が設 けられていること。	
			8. 準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した	

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備  考
			洗浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。	
8	陽電子断層撮影 診療用放射性同 位元素使用室		※陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素を有する病院	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、管 理されているか	則30の8の2	1. 主要構造部等 陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素使用室の主要構造部等は、耐火 構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。	1. 所定の線量 (則別表第2参照)
			2. 部屋の区画 準備室、診療室、待機室が区画されていること。待機室を有しないことが認められた施設については、、待機室に準ずる場所を設定していること。	①準備室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室) ②診療室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いて診療を行う室) ③待機室(陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素が投与された患者等が待機する室)
			3. 画壁の構造 画壁等は、その外側における実効 線量が所定の線量以下になるよう にしゃへいされていること。	<ul> <li>3. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>② 画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ul>
			4. 出入口 人が常時出入する出入口は、1ヶ 所となっていること。	
			5. 標識 陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素使用室である旨を示す標識が 付されていること。	
			6. 撮影装置操作場所 陽電子放射断層撮影装置の操作場 所を陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素使用室の外部に設けてい ること。	

区分	項	目	根拠法令等	摘  要	備  考
				7. 内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、くぼ み及び仕上材の目地等のすきまの 少ない構造となっていること。 ②内部の壁、床等の表面は、平滑で あり気体又は液体が浸透しにくく 、かつ、腐食しにくい材料で仕上 げられていること。	
				8. 出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要な 放射線測定器、汚染除去に必要な 器材及び排水設備に連結した洗浄 設備並びに更衣設備が設けられて いること。	
				9. 準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した洗 浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボック ス等の装置が設けられているとき は、その装置は排気設備に連結さ れていること。	
9	貯蔵施設 所定の障 の方法等 施設・設	語防止 適正な		※診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用射性同位元素を有する病院	
	けられ、7 理されて 。		則30の9	1. 部屋の区画 貯蔵施設は、貯蔵室、貯蔵箱等外 部と区画された構造のものとなっていること。	
				2. 画壁の構造 貯蔵施設の外側における実効線量 が所定の線量以下になるようにし ゃへいされていること。	<ol> <li>7. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>②画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ol>
				3. 主要構造部等 貯蔵室の主要構造部等は、耐火構 造でその開口部には特定防火設備 に該当する防火戸が設けられてい ること。(ただし、診療用放射線 照射装置又は診療用放射線照射	3. 特定防火設備に該当する防火戸 建築基準法施行令第112条第1項に 規定するもの。

区分	項	目	根拠法令等	摘  要	備考
				器具を耐火性の構造の容器に入 れて貯蔵する場合は、この限り でない。)	
				4. 貯蔵箱等 貯蔵箱等は、耐火性の構造となっていること。(ただし、診療 用放射線照射装置又は診療用放 射線照射器具を耐火性の構造の 容器に入れて貯蔵している場合 は、この限りでない。)	
				5. 出入口 人が常時出入する出入口は、1 ヶ所となっていること。	
				6. 外部に通ずる部分 外部に通ずる部分に、かぎその 他閉鎖のための設備又は器具が 設られていること。	
				7. 標識 貯蔵施設である旨を示す標識が付されていること。	
				8. 貯蔵容器 ①貯蔵容器は、貯蔵時において1 メートルの距離における実効線 量率が所定の線量以下になるよ うにしゃへいされていること。	8. 所定の線量率 100マイクロシーベルト毎時
				②空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素 又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造となっていること。 また、液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器はこぼれにくい構造であり、かつ、液体の浸透しにくい材料が用いられていること。	
				③貯蔵容器にその旨を示す標識が 付され、かつ、貯蔵する診療用 放射線照射装置若しくは診療用	

区分	項目	根拠法令等	摘 要	備考
			放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射線同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量が表示されていること。  9. 受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがりを防止するための設備又は器具が設けられていること。	
10	運搬容器 所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、管		※診療用放射線照射器具、診療用 放射線照射装置、診療用放射性 同位元素又は陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素を院内で運 搬して使用する病院	
	理されているか。	則30の10	1. 診療用放射線照射器具、診療用 放射線照射装置、診療用放射性 同位元素又は陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素を運搬する 容器は、所定の要件を備えてい ること。	所定の要件 (則第30条の9第8号イ〜ニ参照)
11	廃棄施設 所定の障害防止 の方法等適正な		※診療用放射性同位元素又は陽電 子断層撮影診療用放射性同位元 素を有する病院	
		則30の11	1. 画壁の構造 廃棄施設の外側における実効線 量が所定の線量以下になるよう にしゃへいされていること。	1. 所定の線量 ① 1 m S v / 1 週間 ②画壁等
			2. 廃液中濃度 排水口における排液中の放射性 同位元素の濃度を所定の濃度限 度以下とする能力を有している こと。	2. 所定の濃度限度 排水口(排水監視設備を設けた場合は 境界)において則第30条の26第1項に 定める能力

区分	項目	根拠法令等	摘  要	備考
		IANCIA II T	3. 排水設備 排水設備は、排液の漏れにくい 構造であり浸透しにくく、かつ 、腐食しにくい材料が用いられ ていること。	3. 排水設備(排水管、排液処理槽、その 他液体状の診療用放射性同位元素又は 放射性同位元素によって汚染された液 を排水し又は浄化する一連の設備)
			4. 廃液処理槽 ①排液処理槽は、排液採取又は排 液中の放射性同位元素の濃度測 定できる構造であり、かつ、排 液流出の調節装置が設けられて いること。	
			②排液処理槽の上部開口部はふた のできる構造となっていること 又はその周囲に人がみだりに立 ち入らないよう柵その他の施設 が設けらていること。	
			5. 標識 排水管及び排液処理槽並びに人 がみだりに立ち入らないための 柵等を設けた場合の出入口付近 に排水設備である旨を示す標識 が付されていること。	
			6. 排気設備 ①排気設備は、排気口における排 気中の放射性同位元素の濃度を 所定の濃度限度以下とする能力 を有していること。	6. 診療用放射性同位元素又は陽電子断層 撮影診療用放射性同位元素を使用する 病院 (則第30条の11第1項第3号ただし書 に規定する場合を除く。) ①排気設備(排風機、排気浄化装置、排 気管、排気口等気体状の放射性同位元 素又は放射性同位元素により汚染され た空気を排気し又は浄化する一連の設 備) ②所定の濃度限度 排気口(排気監視設備を設けた場合は 病院の境界)において則第30条の26第1 項に定める能力
			②排気設備は、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。	6-②所定の濃度限度 (則第30条の26第 1項及び2項に定め る限度)

区分	項	目	根拠法会等	描	借老
区分	項	目	根拠法令等	摘 要  ③排気体がにくい材料 が開始した。  7. 標識 排造いいのでは、 は、 で で で を で を で で を で で で で を で で で で で	備 考  8. 保管廃棄設備 医療用放射性汚染物を保管廃棄する設備。  (注) 陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された 物のみを廃棄する場合、これら以 外の物が混入又は付着しないよう に封及び表示をし、7日間を超え て管理区域内の廃棄施設において 保管廃棄する場合に限り、保管廃 棄設備を設けることを要しない。 (則第30条の11第1項第6号及び第4
				廃棄の容器は、こぼれにくい構 造であり、かつ、浸透しにくい	保管廃棄する場合に限り、保管廃 棄設備を設けることを要しない。
				11.保管廃棄設備である旨を示す標識が付されていること。	(注)廃棄物については、厚生労働大臣が 指定した者(日本アイソトープ協会 )へ、その処理を委託できる。 (則第30条の14の2参照)

#### 常勤医師等の取扱いについて

- 1. 一日平均患者数の計算における診療日数
- (1)入院患者数
  - ア 通常の年は、365日である。
  - イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。
- (2) 外来患者数
  - ア 実外来診療日数(各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。)
  - イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日など により外来の応需体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。
  - ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。
  - エ イに掲げる体制をとっていない場合で、臨時に患者を診察する場合は、診療日数 に加えない。
- 2. 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第25条第1項に基づく 立入検査の直近3カ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後3カ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。

- ※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第25条第1項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。
- 3. 常勤医師の定義と長期休暇者等の取扱い
- (1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。
  - ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。
  - イ 通常の休暇、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当 然である。
- (2)病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。
- (3)検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者 (3カ月を超える者。予定者を含む。)については、理由の如何を問わず医師数の算 定には加えない。
- (4) (3) にかかわらず、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」 という。)で取得が認められている産前・産後休業(産前6週間・産後8週間・計 14週間)並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す

る法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)等で取得が認められている育児休業及び介護休業を取得している者については、長期にわたって勤務していない者には該当しない取扱いとする。ただし、当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数が3人(医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。

- (5) 当該医師が労働基準法及び育児・介護休業法等(以下「労働基準法等」という。) で定める期間以上に産前・産後休業、育児休業及び介護休業(以下「産前・産後休業等」という。) を取得する場合には、取得する(予定を含む。) 休業期間から労働基準法等で取得が認められている産前・産後休業等の期間を除いた期間が3カ月を超えるときに、長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。
- (6) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間に限る。)、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が3人(医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間(要介護状態にある対象家族を介護する 医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間とする。以下 同じ。)以上に所定労働時間の短縮措置を講じられている場合には、当該短縮措置の 期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた期間が3カ月を超える ときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わな いものとする。

#### 4. 非常勤医師の常勤換算

(1)原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。

- (例) 月1回のみの勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること。
- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の 勤務時間の2倍とする。
  - ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処 するため病院内に拘束され待機している医師をいう。
  - イ オンコールなど (病院外に出ることを前提としているもの) であっても、呼び出

されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類 (出勤簿等) が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。

- ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時 の常勤換算する分母は、64時間とする。
- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。
- (4)病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

なお、「通常と同様の診療体制をとっている場合」とは、夜間の外来診療や救命救急センターのほか、二次救急医療機関、救急告示病院、精神科病院等において外来の応需体制をとっている場合とするが、具体的には、日中の診療時間帯に稼働している全部署(医師をはじめ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等)の従業者の配置まで求めるものではなく、夜間の入院患者の対応に支障を来さない形で外来の救急患者に対応できるよう従業者を配置するものであること。

5. 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1)病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのままで算定する。
  - (例) 一般病床で患者数106人の場合

算定式: (106-52)÷16+3=6.375人

- (2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのままで 算定する。
- (3) (2) において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ヶ月単位で定められている場合には、1ヶ月の勤

務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

(例) 常勤医師…5名 (调 36 時間勤務)

非常勤医師… (週 36 時間勤務により常勤換算)

A 医師 週 5. 5 時間 B 医師 週 8 時間

**C 医師** 週 16 時間 **D 医師** 週 20 時間

A + B + C + D = 49.5 時間 49.5 時間/36 時間=1.375

実人員:5+1.375=6.375人

### 6. 他の従業者の取扱い

#### (1) 準用

医師以外の従業者の員数等の算定に当たっては、上記1から4まで(3 (4) ただし書及び(6) ただし書を除く。) を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

(2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1)標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。
- 2) 従事者数は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。
- 3) 非常勤の他の従業者が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。

ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。

(例) A:0. 04···、 B:0. 19···、 C:1. 05→1 A+B+C=1. 23··· → 1. 2

### 7 施行期日

上記の取扱いについては、平成25年4月1日から適用する。

ただし、産前・産後休業、育児休業、介護休業及び所定労働時間の短縮に係る医師等 従業者の員数の算定については、適切な医療の提供体制を確保する観点から、必要に応 じて見直すこととする。